

総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 油布 勝秀

1 日 時

平成29年9月21日（木） 午前10時02分から
午後 2時33分まで

2 場 所

第4委員会室

3 出席した委員の氏名

油布勝秀、木付親次、麻生栄作、古手川正治、尾島保彦、玉田輝義、堤栄三

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

森誠一

6 出席した執行部関係者の職・氏名

総務部長 尾野賢治、企画振興部長 廣瀬祐宏、
国民文化祭・障害者芸術文化祭局長 土谷晴美 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第84号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものと商工労働企業委員会に回答することを賛成多数をもって決定した。
- (2) 第80号議案のうち本委員会関係部分、第82号議案及び第83号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
第4号報告のうち本委員会関係部分については、承認すべきものと全会一致をもって決定した。
- (3) 平成29年台風第18号災害への対応状況について、大分県行財政改革アクションプランの進捗状況について、公社等外郭団体の経営状況等について、大分県長期総合計画の実施状況について、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の準備状況について及び特別委員会付託事件に係る取組状況等についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班	課長補佐（総括）	小野清志
政策調査課調査広報班	主査	濱田誠吾

総務企画委員会次第

日時：平成29年9月21日（木）10：00～

場所：第4委員会室

1 開 会

2 総務部関係

10：00～11：30

- (1) 平成29年台風第18号災害への対応状況について
- (2) 合議案件の審査
 - 第84号議案 大分県産業振興条例等の一部改正について
- (3) 付託案件の審査
 - 第80号議案 平成29年度大分県一般会計補正予算（第4号）
（本委員会関係部分）
 - 第4号報告 平成29年度大分県一般会計補正予算（第3号）について
（本委員会関係部分）
 - 第82号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
 - 第83号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
- (4) 諸般の報告
 - ①大分県行財政改革アクションプランの進捗状況について
 - ②公社等外郭団体の経営状況等について
 - ③公益財団法人大分県自治人材育成センターの経営状況を説明する書類の提出について
 - ④県税事務所の見直しについて
- (5) その他

3 国民文化祭・障害者芸術文化祭局関係

11：30～12：00

- (1) 諸般の報告
 - ①国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の準備状況について
- (2) その他

4 企画振興部関係

13：00～14：30

- (1) 平成29年台風第18号災害への対応状況について
- (2) 付託案件の審査
 - 第80号議案 平成29年度大分県一般会計補正予算（第4号）
（本委員会関係部分）
 - 第4号報告 平成29年度大分県一般会計補正予算（第3号）について
（本委員会関係部分）
- (3) 諸般の報告
 - ①大分県長期総合計画の実施状況について

- ②公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の経営状況を説明する書類の提出について
 - ③公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の平成28事業年度の業務実績に関する評価結果について
 - ④公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団の経営状況を説明する書類の提出について
 - ⑤大分高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明する書類の提出について
 - ⑥大分航空ターミナル株式会社の経営状況を説明する書類の提出について
 - ⑦公益社団法人ツーリズムおおいたの経営状況について
 - ⑧株式会社別府交通センターの経営状況について
 - ⑨株式会社サン・グリーン宇佐の経営状況について
 - ⑩株式会社大分フットボールクラブの経営状況について
 - ⑪一般財団法人大分県自動車会議所の経営状況について
 - ⑫公立大学法人大分県立芸術文化短期大学に係る中期目標（案）について
- (4) 特別委員会付託事件に係る取組状況等について
- ①文化・スポーツを活用した地域の振興について
 - ②障がい者が芸術・文化活動、スポーツ交流活動等に参加できる環境づくりについて
 - ③UIJターンの促進及び定住対策について
- (5) その他

5 協議事項

6 閉 会

会議の概要及び結果

油布委員長 ただ今から、総務企画委員会を開きます。

麻生委員が、都合により10分ほど遅れるとのこと。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案3件、商工労働企業委員会から合議のありました議案1件及び報告1件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより、総務部関係の審査に入ります。

まず、平成29年台風第18号災害への対応状況について、執行部の説明を求めます。

尾野総務部長 今回の台風により、佐伯市や臼杵市、津久見市など県南部を中心に広範囲に被害が及んでおります。全体の被害状況と併せて総務部関係の対応状況について御報告させていただきます。

まず、全体の被害状況についてお手元の資料、平成29年台風第18号に係る災害の状況についてというペーパーを御覧ください。

なお、この資料は、昨日開催されました常任委員会（土木、文教警察）で説明したものであり、9月19日18時半時点の被害状況をまとめたものです。

説明については、最新の9月20日8時半現在の状況ということで説明させていただきます。

1ページを御覧ください。一番上の1被害状況（1）人的被害ですが、豊後大野市の71歳男性の方が行方不明となっております。現在、警察、消防等の捜索が続けられていますが、残念ながらいまだ発見に至っていません。

その下の（2）住宅被害については、まだ調査中ですが、表の左から2列目の県計にありますように――最新の数字ですが、住家の全壊2棟、半壊ゼロ、一部破損15棟、床上浸水902棟、床下浸水1,418棟と数字が置き換わっています。合わせて2,337

棟となっております。

なお、被害戸数が災害救助法の基準に達した佐伯市と津久見市について、法の適用を決定しました。また、同様に被災者生活再建支援法についても、両市について、法の適用を決定したところです。

その下の2孤立地域の状況ですが、昨日報道されましたが、津久見市の孤立地区は、船での往来が可能となり、現時点では解消となっております。

一番下の3避難者等の状況についてですが、数字が動いていますが、現在は4か所の避難所で13世帯20の方が避難されています。

次に2ページを御覧ください。

一番上の4ライフライン被害、その下の（1）水道については、これも最新の状況を申し上げますと、佐伯市の本匠小半地区及びその下の弥生尺間地区、その2行下の津久見市の上水道区域内、保戸島の四浦東の落の浦以外の地区で断水しています。

また、停電は全て解消されておりますが、中ほどの（2）通信は、いまだ一部の地域で不通となっております。

その下の5社会インフラ等被害についてですが、（1）道路被害にありますように、県管理と市町村管理を合わせて、被害が260件となっております。そのうち全面通行止めが33件であります。

その下の（2）河川被害は111件となっております。その下の（3）土砂被害が21件となっております。

（4）JR被害についてですが、JR日豊本線及び豊肥本線の被害について、JR九州が詳細な状況を把握しているところですが、複数の箇所、線路沿いの擁壁や盛り土の一部崩落、線路上への土砂や流木の流入等が発生しており、運転再開には時間を要する見込みと聞いています。不通区間における代行バ

スの運転も開始されたところでは。

次に3ページを御覧ください。

6 農林水産業施設被害については、資料は調査中となっておりますが、分かっている範囲で御報告します。風雨による水稻の倒伏や水田の冠水が各地で確認されております。大分市ではニラなどハウス内への浸水による作物被害や、佐伯市などで、しいたけ乾燥機の浸水による施設被害、また沿岸部では漁港内での漂着物被害などが生じています。

その下の7学校施設等被害については、津久見市内を中心に、校舎、グラウンド、給食施設などに浸水被害が出ています。また登校が再開されたところも出てきております。

全体の被害状況の説明は以上ですが、総務部関係の対応状況について御報告させていただきます。

4ページをお開きください。一番上の1人的支援についてですが、左から2列目の支援業務にありますように、被災地区の消毒液散布、ボランティアセンターの運営支援、避難者の健康支援等の業務で、9月18日から佐伯市や津久見市に県職員を派遣しています。

表の一番右下、派遣者数合計にありますように9月20日までの合計で、41名派遣しました。今後も被災市からの要請に対して、迅速に対応するとともに、必要に応じて県内市町村にも派遣の協力をお願いしているところです。

次にその下の2県税、使用料・手数料の減免についてです。今回、被災された方を対象に、県税と使用料・手数料の減免措置をとっています。(1) 県税の減免措置、申告の期限延長等ですが、その下の①制度にありますように、一定の要件を満たす被災者に対して、県税の軽減・免除、申告期限の延長や納税の猶予を行います。その下の②減免対象税目では、個人事業税、不動産取得税、自動車税等が対象となります。

次にその下の(2) 使用料・手数料の減免についてです。これはその下の①対象者にありますとおり、今回の台風被害により、罹災

証明書の交付を受けた方について、減免を行います。

②減免率及び③減免対象使用料等にありますとおり、全額減免で、県営住宅使用料や運転免許証再交付手数料などが対象となります。

説明は以上でありますけれども、次に、その下の(3)の普通交付税の繰上げ交付の要望についてであります。

今回、佐伯市及び津久見市につきましては、災害救助法の適用がなされました。普通交付税を定例の時期より繰り上げて交付するよう9月20日付けで国に申請をいたしております。繰上げ交付の予定額は、①にありますとおり11月に本来交付される予定の3割相当、佐伯市で11億8,700万円、津久見市で2億1,300万円という状況になっております。

油布委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

堤委員 住宅被害が、臼杵市でゼロと。今、災害救助法の申請で適用されたのかな、津久見と佐伯は。あと、臼杵が今後の調査が進んでくれば、追加で申請という流れになるのではないかと、そこら辺教えて。

佐藤財政課長 人口に応じて全壊基準があるんですけども、調査をした中でその基準を上回れば申請するという事になると思いますけど、今、全体として調査中であります。

古手川委員 自宅も含めましていろんなことが今起きておまして、発災3日ぐらいは皆さん力強くやられているので、少しずつ片付いていくんだろうなと思っていました。昨日の夕方、改めてまた地元に戻って、次から次にやっぱり泥であるとかほとんど床上浸水ですから、家財道具を全部出して、その片付けだとか、これは長期戦になるなど、改めてですね。皆さんも、市役所も含めて、疲労の色がやっぱり出てまいりましたので、そういう面で長期戦でしっかりしなきゃなという思いです。

そういう中で迅速に、今日ここにも数字を出していただいているように、県からも、

そして役所の車も半分使えなくなっていますので、貴重な10台ぐらい昨日出していただけたということで、いろんな形で緊急な御支援を頂いてありがとうございます。引き続きよろしくお願い申し上げます。

それと、全壊、半壊については国から、そして床上浸水に対しては県から5万円という形。ただ、見ておりますと一番、家財道具は全部駄目ですね。そして家の補修、それが半壊とかそういう形になるのかどうか。それと車ですね。私もレクサスをペアにしたんですが、もうどこか近所の人を入れて4日目の新車が駄目になったりとか、もう全部水没ですから、そういうことも含めて、何かそういう補助のような形のもの考えられるのか、何かそういうことを少し聞かせていただければと思うんですが。

尾野総務部長 まず、古手川委員には心よりお見舞いを申し上げます。本当にNHKの全国ニュースであれほどの報道がオンタイムでどんどん流れるというような状況でありました。

一つは、まずやっぱり生活を早く元に戻すということが一番大事だと思っております。それで災害救助法の適用がありますので、緊急の後片付けの経費とか、支障物の撤去とかいうことが、これ国と県の支弁で、お金でできるということになっております。使い道と言いますか、そういう災害救助の中身につきましては、制約はありますものの、柔軟に対応できる部分もありますので、まず、市の方にこれを伝えております。災害救助法の適用というのは滅多にないので、何に使えるのかというのちょっと分かりにくいところもあると思うんです。例えば、公用車が浸かって今レンタル等、県からも公用車を十数台、もう送り込んでおります。そういう経費についても、様々、応急の復旧という段階で……

古手川委員 じゃ、かなり柔軟な形で対応できる……

尾野総務部長 対応できるものもありますので、そこら辺りのまず制度を利用するという

ことを、我々も市役所に申し伝えたいし、どンドン問合せもしていただければと思います。

そんな中で、自力だけではなかなか片付けがおぼつかない、やっぱりボランティアの方々の力をということで、これ立ち上げ人は、県からももちろん、県社協からももう既に職員を出してやっております。早速募集と、今後はコーディネートというのが非常に大事になってくると思うんですけども、その辺りも力を入れていきたいと思っております。

それと、被災者生活再建支援——これは住宅の全壊、半壊に対する国の制度なんです。これは実はかなり厳しい要件がありまして、実際はなかなか適用できるところが数少ないんじゃないかと思っております。その分、県単で持っております住宅被害再建支援という制度、先ほどおっしゃられた床上5万円という、これでも県単で精一杯のところなんですけれども、床上に対して5万円で、災害救助法の適用がなかったところについて、例えば臼杵市でそういう状況が出れば、臼杵市にもこの県単はできるといったことになります。県単の住宅再建支援。

堤委員 津久見は救助法が適用されても……

尾野総務部長 津久見と佐伯は適用されていても、全壊とか大規模な損壊でないとなかなか、国のは無理なんです。

堤委員 床上は、津久見でも出るということやろ、県単でな。

尾野総務部長 ええ、津久見でも出ますし、臼杵でも出ます。

古手川委員 県単で5万円……

尾野総務部長 これもかなり精一杯の制度であるんですけども、もう一つ、義援金の募集を開始いたしました。全国的には今回もうほとんど大分県の被害というふうに報道されているので、こういうことを期待するのはいかがかと思っておりますけれども、義援金の募集ということで、これの配分というのが直接、そうした家庭の復旧の経費には配分ができますので、まだこれちょっと時間が掛かるかと思っておりますけれども、そういう制度もございます。

車につきましては、ここは何とも難しいんですが、先ほど申し上げましたけれども、自動車税を納めたばかりだということ、車を使えないということで廃車にすれば、自動車税を還付するという仕組みもございます。様々今、我々も7月の九州北部豪雨災害のときにいろいろ、そういう手を尽くしておりますし、御相談いただければと思います。

玉田委員 豊後大野市もまだ行方不明者が見つかっていないということで、鋭意捜索いただきまして、本当にありがとうございます。

それで、今日、委員会があるのでということで少し市の話も聞いてきたんですが、特に津久見、それから佐伯、我々のところも山間部の被害が非常に大きいということで、特に、市のところは市がやっぱりきちっと責任持ってやるんだけど、県管理の河川、県道について、仮でもいいから早期に復旧できんだろうかという意見と、その中で、ああ、そうかと思ったのは、10月に総選挙を予定されていて、投票所までどうやって行くかという問題がこれから出てくるかもしれないということで、そういう意味で、それぞれの市町村が投票所を置きますけど、そこまでの道はやっぱり山間部は壊れているところもあって、それは来月間に合うかどうかということも心配しているんで、そここのところも含めて総務の方でチェックしていきながら、早期の復旧をお願いしたいと思っております。

尾野総務部長 まず早期復旧、それもできる場所は応急で復旧をしていくというのは大方針であります。今、人手は全部現地に入っていておりますし、市町村管理の林道等につきましても、県職員が入って行って現場の確認をしております。

それと、総選挙の場合の投票所の御心配を頂きました。我々もまだそこまで頭がいていなかったんで、その点につきましては、県の選挙管理委員会、市町村選挙管理委員会と連携を取って、そうしたことにならないように投票所の確保、また、期日前投票でも投票しやすい場所への設置というようなことも考

えていきたいと思っております。

油布委員長 ちょっと聞きたいんですけど、戸次に畜産団地があるんですね。あそこ、下の大野川からポンプアップして水を送り込んでいるんですけど、その水を送り込むポンプが、水がオーバーしたものだから、モーターが壊れた。そして、昨日からお話しよるのやけど、3か月先によくなるとか、ちょっとやそつではよくならんでということ言われて、酪農家とか養豚農家とかいうのは、水を1日でやっぱり500リットルぐらい要るんじゃないかな。そして、県酪の方に頼んで水を運んでもらいよる訳やな、今度は。だけど、これいつ頃でき上がるのかいと言われてから、私の方もいろいろするんじゃないけど、こういうことは滅多ねえもんやけん、そげんことを急に言われてもようならんわということで、前向きの姿勢の話がねえわけよ。それを、農家の人やから話すと、そういうこっちゃ困ると言うて、結局、中に入っちゃるこっちゃが悪う言われるわけよ。あんたがしっかりせんと、いつまでたってんようならんぞと。そこら辺、やっぱり行政——中部振興局には電話して、どうか少しでも早くしてくれんかのという話はしておるんじゃないけど、どげえなるかということが見えんのじゃな。だから極力、悪いんですけど、皆さんで知っちゃる範囲で協力してほしいなと、そういうふうな具合でよろしくお願ひします。

尾野総務部長 振興局と大分市の方で、早急に調査にもう行っていると思ひますけれども、対策についてしっかりやるようにこちらからも言っておきます。

それと、当面は給水車による対応ということになると思ひますので、この手配は多分、畜産の場合はすぐやっていますので、あとはモーターと配管がどこまでやられているかということだろうと思ひますので、調査の上、早急な対応をいたします。

油布委員長 そこで僕が思うのは、これで2回目なんだよな。こういう大雨が降るごとなったらしょっちゅう起こるんじゃないかなろうか

と。そして、出来上がって今回ようしたら、時期が見えたらモーターを上げてもらいたいんだわ。今は、大野川とか遠いんじゃけん、距離は。10号線を渡ってからじゃけん、遠いんじゃけど、水が入ってくるとずっとこっち側の水が増えるからモーターが水没する。だから、ある程度時期が来たら、モーターをちょっと上げてもらいたくないと、水位が来ても大丈夫みたいな形で。

古手川委員 担当はどこになるんですか。

尾野総務部長 農林水産部だと思いますので、調査を……

古手川委員 そのまま部長の顔が農林水産部長に見えます。

油布委員長 それで、知恵を借りたいなど、お願いします。

尾野総務部長 ちゃんと言っておきます。

麻生委員 今回の災害で床上浸水、床下浸水の件数が、九州北部豪雨災害よりも多いと。例えば、日田、中津方面というのは、福岡方面からもかなりボランティアが入ってきて、相当な力を発揮していただいたんですが、今回の県南地域というのは、もともと交通の便もよろしくないところで、ボランティアが集まるのか非常に心配しているんですね。もう既に、今週末バス10台とかいうことで、福岡方面からとかいろんなところからバスボランティア、1人2千円というようなツアーを準備していただいておりますけど、非常に心配しているんですね。じゃ、週末まで待つのか、今週末終わったらまた次の週末というふうな形でしかない。それでは被災者はもう大変だと思うんですね。

そこでちょっと確認なんですけど、5年前の豪雨のとき、中津方面等々も含めて、やっぱり一番機能できるのは消防団だと。組織力、機動力、ポンプ車。あのときの反省として、それぞれの地域で自治体のトップ同士が相互応援協定を結んでいると思うんですが、選挙もあって市長が替わったりして、その認識もないんじゃないかなという部分もあるんですが、今回の県南の海岸部の各市町村は、消防

団の相互応援協定はどうなっているのか、県はどういうふうに把握しているのか。それについて、先ほど災害救助法の適用で財源措置とかいろいろな部分ができると。消防団の派遣を他の自治体から行けというようなことも、その相互応援協定の中身を見ますと、被災自治体から要請をしなくても、協定を結んでいる側が、これは大変なことだと思えば、その自治体のトップが英断によって、行けと判断をして送るような協定も結んでいるというふうに5年前の記事をずっと調べてみると出ているんですね。その辺の実情とか、大分県として各自自治体間のそうした消防団の応援協定について、何か調べてサポートしているとかアドバイスしているというようなことはございますか。

尾野総務部長 今、総務部でその関与はしておりませんが、それは生活環境部若しくは防災局の方に確認をしたいと思います。

消防団の派遣となったときのタイミングがどのタイミングかということ、多分、救命、人命救助といったようなところが、消防職、団員という扱いからするとそういうことなのかなと今直感的には思うんですけども、そこは確認をしてみます。

麻生委員 私が、何で総務部でこんな話をしたかということ、災害救助法の適用等々、要は財源なんです。消防団員を派遣すると、当然、公務災害保険等々も入っている中で、前回のときもそうだったんですが、中津等々で床下浸水、床上浸水した。それで被災していない他の自治体からポンプ車を持ってきて、泥の除去をした。あの高圧噴射によって早いんですよ。そういったことも含めて、だから消防団じゃないと、そういったボランティアにしても間に合わないというようなことがあったので、最終的にはあのときも、自治体間の話の中で、市長同士の話の中で、頼むわと。多分、派遣も完璧にボランティアか何かで確かに行かせたんですよ。それで、お互いさまやから、次何かあったときにとということでそのときは終わったんですけども、本来は、やっ

ぱりそういった公務災害を含めて、自治体のトップが派遣をしてあげられるような形を、やっぱり財源的な部分も含めて、応援協定をどこどこが結んでいるか。それによって、派遣をする側の出動命令によって行けるのかどうかとそういった部分は、これは総務部の財源部分でしっかり、早急にチェックをして確認をしてほしいと思います。

尾野総務部長 まず、消防団、消防職員——縦割りの話で申し訳ありませんけれども、今、防災局が管理をしております。多分、協定について、今資料があるとすればそちらだと思います。

それと、災害救助法の適用、これについては福祉保健部の地域福祉推進室でございます。そこが告示をするということになっておりまして、財源的な話も含めまして、そちらが今判断をしております。いずれにしても、こちらの方から全体としてどうなっているのかということは問合せもし、把握をいたします。

麻生委員 5年前にもあって、災害対策本部で、その会議の中でそういった部分も意見を出し合って状況報告をして情報共有をして、その上で今日の委員会で報告をするというのが当たり前だと、そのことだけ指摘をしておきます。

古手川委員 済みません。当事者の立場で、昨日も大分市のそういう半島部に対する水の部分だとか、もう夜間作業でいいから運転手さんも入れずに大分から来た方が全部やってくれております。

そして、水道の復旧の部分も、もう翌日から、麻生委員、やっぱりこっちの方から来て、その辺全部、県が仲介をして、それと現地がやっぱり落ち着いていないんで、違う形で来られても指示、命令がですね。僕は、今朝晩、市の課長会議に全部一緒に入っていますけど、把握ができていないので、だから少し落ち着いた中で今言う消防団だとか部分的な部分というのはあるかもしれませんが、現地とすると、非常によくやっていただいておりますという、緊急のところでは今できませんけど。

だから、消防団の件は前回からの麻生委員の問題意識等、それはもうそのようにできて越したことはないと思うんですけど、ちょっとお話を聞いていて、現地からすると——それはそれで、今、尾野部長がおっしゃるよういきちと総務の立場で確認はしていただきたいし、これから先、またそういう部分、来て水で洗ってもらおうという部分が出てくるかと思っておりますので、済みません、聞いていてちょっと感想ですけれども、申し訳ないです。

麻生委員 現地からそういう声が上がっているから言っている、私は。

古手川委員 いやいや、ですから当事者からするとここの議論でなくて、ただそこは必要な部分はあるんでしょうけど…。済みません。

油布委員長 いいですか、そういうことで。

麻生委員 はい。

油布委員長 ほかに御質疑もないようでありますので、台風災害関係の報告を終わります。

次に、商工労働企業委員会から合議のありました第84号議案大分県産業振興条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

吉富税務課長 お手元の総務企画委員会説明資料の1ページをお開き願います。議案書は32ページですが、お手元の資料により説明させていただきます。

一番上にありますとおり、企業立地促進法の改正により事業内容等の見直しと法律名称が地域未来投資促進法に改められたことに伴い、総務部所管の大分県税特別措置条例の改正を行うものであります。

その下の改正の背景ですが、(1)及び(2)にありますとおり、地域経済における事業環境の変化に伴い、産業・雇用の担い手が多様化していること、企業立地促進法の制度では、非製造業の多くが支援対象外であるなどの課題がありました。

このことから、(3)にありますとおり、サービス業などの非製造業も含んだ幅広い事業を対象とした支援措置が必要となり法改正が行われ、その下の矢印にありますとおり、

地域における経済活動を牽引する地域経済牽引事業が創設され、その事業への支援措置が講じられることとなりました。

具体的には、その下の矢印にありますとおり、地方公共団体が地方税——不動産取得税、県固定資産税の課税免除を行った場合に、その減収に対して地方交付税により補填措置を講ずることとされたことから、本県においても課税免除措置を創設するものです。

次に2ページを御覧ください。主な改正内容は2点ございます。

1点目は、1にありますとおり、企業立地促進法の改正に基づく見直しです。

総務部関係分としましては、(2)の大分県税特別措置条例について、①当該対象施設の用に供する土地・建物等の取得に対する不動産取得税と、②機械及び装置等に対する県固定資産税に係る課税免除措置を創設するものです。

2点目は、2にありますとおり、農村地域工業等導入促進法の改正に基づく見直しです。総務部関係分としましては(2)の大分県税特別措置条例について、減収補填措置が廃止されたため、課税免除措置を廃止するものです。

ページ一番下の、施行期日につきましては、公布の日を予定しておりますが、企業立地促進法改正に伴う条例改正については、地域未来投資促進法に基づく基本計画の国からの同意の日から適用することとしています。

油布委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

堤委員 まず一つ、地域経済牽引事業を行う事業者という規定があるけど、これはもう少し具体的にどういう事業者を想定されているのかということと、あと、今回2億円から1億円以上が変わって、製造業以外でもサービス業等もオーケーと。大分県で言えば、具体的にどういう業種が対象になる場合があるのか。今は製造業だから分かりやすかったけど、それ以外、どういう対象になるかというところを少し教えてください。

渡辺企業立地推進課参事 これまでは、企業立地促進法では製造業やサービス業しかなかったという状況でした。

今回の改正によりまして、これが10業種の産業に拡大しております。例えば、サービス産業では、観光資源を活用したサービス先やIoTとかを進めるそういった情報系のサービス。当然、農林水産業等もその中に入ります。

堤委員 じゃ、地域経済牽引というのはどうなの。

渡辺企業立地推進課参事 地域経済の牽引の規定についてですが、基本的には、目標数値としまして、現在計画を、5年間で35件ほど考えておりますけど、その中では、平均所得額が増えないといけないとか、雇用創出者数が増えないといけないとか、そういった付加価値増加額、そこら辺のところを指標として示していただく必要が出てきております。我々として、その内容を精査した上で承認しまして、加えて、国の方で更にそれについて承認確認が行われるという流れになっています。

堤委員 はい、いいですよ。

油布委員長 ほかに御質疑もないようですので、これより採決いたします。本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと商工労働企業委員会に回答することに、御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

油布委員長 御異議がありますので、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

油布委員長 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと商工労働企業委員会に回答することに決定いたしました。

堤委員 ちょっといいですか。さっき言った具体的な中身、10業種とか、付加価値を高めるとか、そういう何かペーパーがあったら、

後日でいいですから資料をください。

渡辺企業立地推進課参事 分かりました。

油布委員長 次に、付託案件の審査を行います。

第80号議案平成29年度大分県一般会計補正予算（第4号）及び第4号報告平成29年度大分県一般会計補正予算（第3号）の本委員会関係部分のうち、総務部関係については、関連がありますので、一括して執行部の説明を求めます。

尾野総務部長 平成29年度一般会計補正予算関係の議案及び報告については、豪雨災害復旧・復興対策を中心に編成していますので、一括して、歳入全般と総務部関係の歳出について説明します。

議案書の1ページの目次を御覧ください。一番上の第80号議案平成29年度大分県一般会計補正予算（第4号）が9月補正予算案になります。次に2ページの中ほどの第4号報告平成29年度大分県一般会計補正予算（第3号）についてが、7月18日に専決処分した補正予算になります。これらについて、総務企画委員会説明資料で説明させていただきます。

資料の3ページを御覧ください。

まず、7月に専決処分した補正予算について説明します。

九州北部豪雨災害の発生直後から、県では、応急復旧に取り組むなど精一杯の対応をしてまいりました。必要な予算については、既決の災害に係る予算等で対応するとともに、不足する経費の中で早急に取り組む必要があるものに限って、補正予算の専決処分をさせていただいたところです。

表の左から2列目の7月専決を御覧ください。

補正額は、中ほどの合計欄Aにありますように、10億7,454万9千円です。

その内訳は表の一番左の列の項目欄にありますように、①被災者・生活支援では、避難所の設置、土砂の撤去、民間賃貸住宅の借り上げなど、被災者の生活再建に必要な支援経

費を計上したものです。

その下の②農林水産業、商工業観光への支援では、農林水産業や商工業者の早期再開に向けた緊急復旧支援費、夏の観光シーズンへ直前に控えた緊急誘客対策費を計上したものです。

その下の③社会インフラ等の復旧では、国の災害査定に迅速に対応し、早期に道路・河川・山地等の復旧工事に取り掛かるために欠かせない災害調査費を計上したものです。

財源は、合計欄の下にありますように、上から国庫支出金1億564万2千円、繰入金7億6,890万7千円であります。

繰入金の内訳は、財政調整用基金6億7,376万8千円、また災害救助基金9,513万9千円であります。また、災害援護資金用として一番下にありますように2億円の県債を発行することとしています。

続きまして、その右の列が、第80号議案の9月補正予算案です。補正額は、合計欄Bにありますように120億5,850万4千円で、このうち豪雨災害関連は二つ上のCにありますように計100億7,022万1千円となります。

こちらは、復旧・復興推進計画の策定に併せ、今後の本格的な復旧・復興に必要な経費を追加するものです。その内訳は項目①被災者・生活支援では、罹災証明書の発行がほぼ完了したことから住宅再建支援金の所要額等を計上しています。

②農林水産業、商工業観光への支援では、農林水産業施設等の復旧に向けた補助制度を創設するとともに、商工業、観光の補助制度を充実させています。③社会インフラ等の復旧では、道路、河川、山地等の復旧経費のうち、既決予算で不足する災害復旧や改良復旧に要する工事費等を計上しています。

なお、当初予算での対応額を加えますと、九州北部豪雨災害関連経費は、一番右のDにありますとおり、約210億円となっています。

また、今回の補正では、表一番左の項目欄

の中ほどにその他としてまとめていますが、安心・活力・発展プラン2015の取組を加速するための経費や28年度の決算剰余金の財政調整用基金の積立て等も計上しています。

財源は、合計欄の下の財源内訳にありますように、①国庫支出金39億2,705万3千円、②被災地支援の寄附金2,464万5千円、③繰入金4億511万円で、繰入金の内訳は、財政調整基金2億8,676万円、県有施設整備基金等1億1,835万円です。

また、④決算剰余に伴う繰越金26億8,168万2千円、⑤諸収入等10億3,501万4千円、⑥県債39億8,500万円を計上しています。

次に、総務部関係の歳出について御説明します。

7月専決予算には該当がありませんが、9月補正予算案に3事業を計上しています。

まず、平成29年度補正予算に関する説明書(補正第4号)の19ページをお開きください。

第2款総務費第1項総務管理費第7目財産管理費の、中ほどの事業名欄にある民間活力導入職員宿舎整備事業費5,560万9千円です。

詳細は、総務企画委員会説明資料で説明させていただきますので、資料の4ページをお開きください。

まず、1予算の概要についてですが、本事業は危機管理体制の強化を図るため、舞鶴地区にある職員宿舎を長浜地区にある旧大分保健所跡地に移転するもので、当初予算において歳出予算額2,654万6千円、債務負担行為額として、13億9,260万円の議決をいただいております。

2当初予算における舞鶴地区宿舎の移転整備の考え方を御覧ください。

(1)舞鶴地区宿舎の現状と課題ですが、舞鶴地区宿舎につきましては、危機管理上居住義務を有する職員等が居住しているところですが、本宿舎は津波浸水想定区域に所在しており、また、耐用年数の超過により今後の

維持管理費の増大が懸念されるという状況にありました。そのため、浸水リスクの低い長浜地区の旧大分保健所跡地に移転整備することとしました。その整備手法については、

(2)①のとおり、昨年度に行いました民間活力導入可能性調査に基づきまして、県が直接整備する方式や民間活力を活用するPFI方式、定期借地権方式などを比較検討した結果、定期借地権方式が県にとって一番低廉で整備できる手法であることが判明しました。

このページ下に宿舎整備のイメージを載せていますが、右側の図が想定される施設形態のイメージです。(2)の②のとおり、これに基づいて試算した場合、県が直営で22戸の宿舎を整備するよりも、定期借地権方式では8,672万3千円のコスト削減効果が図られます。これらを踏まえ、(3)の①のとおり、宿舎整備においては、定期借地権方式を導入し、共同住宅として長浜地区に整備することで、財政負担を抑制しながら危機管理体制の強化を図ることとしております。また②のとおり、長浜地区には津波避難ビルが極めて少ないことから、整備する建物を津波避難ビルとしても有効活用することとし、県民の安全・安心の確保にも配慮することとしております。

以上が29年度当初予算として議決をいただいた宿舎整備の考え方ですが、7月の九州北部豪雨災害など、相次ぐ自然災害の発生を踏まえ、更なる危機管理体制の強化が必要とあらためて認識いたしました。

これに伴い、今回の補正予算としましては、一番上の1予算の概要の補正予算の欄にありますとおり、歳出予算額として5,560万9千円、債務負担行為額として4億6,080万円の追加をお願いしたいと思っております。

5ページを御覧ください。まず3宿舎戸数追加の考え方があります。危機管理対応職員が災害発生時に機動的に行動できるように、具体的には20分以内に県庁まで登庁することになっています。既存の近隣宿舎の統合も含め、宿舎戸数を6戸増やし、既存宿舎と合

わせ28戸を整備することとし、これにより危機管理体制を強化したいということであり
ます。

また4隣接地購入の必要性についてですが、4ページ中ほどの(2)の下段枠囲みにありますとおり、民間活力導入可能性調査の際、事業者から住宅地としては現地のみでは狭く、周辺まで含めて一体整備が必要といった意見もあったところであり、事業用地として若干の手狭さを感じておりました。5ページ中ほどの図にありますとおり、事業用地の隣接地を取得できないか検討していました。そうしたところ隣接地の持ち主と話ができて、購入が可能ということで、今回購入をしたいということでもあります。これによりまして、宿舎東側からも避難が可能になることから、津波避難ビルとしての機能向上にもつながるということで、今回用地購入費を計上させていただいたものです。

次に、平成29年度補正予算に関する説明書(補正第4号)の47ページをお願いします。

第13款諸支出金第1項積立金は、中ほどの事業名欄にありますとおり、先ほど申し上げました28年度決算剰余金を、条例に基づき3分の1相当額を財政調整基金及び減債基金にそれぞれ8億9,392万8千円積み立てるものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくをお願いします。

油布委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

尾島委員 先ほどの用地取得の件ですけど、面積、坪単価が分かれば教えていただきたいんですけど。

中園県有財産経営室長 面積が674平米でございます。平米単価が8万2,500円でございます。

堤委員 一番最初の予算の関係だけれども、九州北部豪雨の災害の専決と補正だよな。

それで、今回の台風18号の予算というのは、当然まだ出ていないし、そこで、その財

源と言うか、先ほどから緊急緊急でいろいろやっていくということなんだけれども、その財源がなかったらできないと思うんですね。そこは、具体的に財政としてはどういう流れになっていくんでしょうか。

佐藤財政課長 今の資料の3ページ、財源の内訳のところのちょうど真ん中ぐらいのところにあるように繰入金の下に財政調整基金を書いていますけれども、その基金のところでも、この後、29年度末として335億円、今、財政調整基金として確保しておりますので、財政調整基金自体はこういった緊急時に当然取崩しをして使うべきものとして確保しております。今回の災害についても、必要な経費については、財源としては財政調整基金を取り崩して使うことになろうかと思っております。

堤委員 ということは、台風18号に対して、財政的には心配する必要はないと。仮にいろいろ掛かったとしても、それで早急に手当ができる、そういう認識で一つはいいわけね。

佐藤財政課長 はい、結構です。

堤委員 もう1個、さっきの住宅の関係、これちょっと前に説明したときに、民間活力導入で定期借地権を設定するようになっておるんだけど、結局、民間が建ててそれを県が定期借地で借りるという、簡単に言うとそういう流れでいいの、その逆なの。

中園県有財産経営室長 民間の方が県の事業用地の上に住宅を建設いたしまして、そのうちの28戸を県が職員宿舎として借り上げるという事業でございます。

民間事業者からは、県の方に土地の賃借料を払っていただくということになっております。

堤委員 それは、何年契約になるの。

中園県有財産経営室長 一般定期借地権を設定いたしますので、契約期間は50年になります。

堤委員 立体駐車場の整備、これは職員さんの立体駐車場ということ。それとも民間も含

めた立体駐車場か。1. 4億円の減と書いてあるが。

中園県有財産経営室長 隣接地を購入する前に導入可能性調査を行いましたところ、15階建て程度の共同住宅の建設が可能ではあるんですが、その分の駐車場が確保できないということで、立体駐車場が必要であろうということをご想定しておりましたけれども、今回、隣接地を購入することによって、そういう立体駐車場の建設も不要になるというふうにご想定をいたしております。

堤委員 そういうことね、はい、分かりました。

油布委員長 ほかに御質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

なお、第80号議案及び第4号報告の採決は、企画振興部関係の審査の際に一括して行います。

次に、第82号議案職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

藤原人事課長 第82号議案職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書は28ページですが、総務企画委員会説明資料の6ページで御説明させていただきます。

まず、1改正趣旨でございますが、本年3月に、雇用の継続を通じた職業の安定を図ることを目的とした雇用保険法等の一部を改正する法律が公布され、この中で地方公務員の育児休業等に関する法律が併せて改正されたことから、県で任用する非常勤職員の育児休業について制度改正をお願いするものでございます。

非常勤職員の育児休業制度については、非常勤職員の一般職化に伴い、本年第1回定例会において、御審議・御了承いただき、本年4月から導入されたところです。

現行制度は、参考1にありますとおり、原則として、①がお示しするとおり、子の1歳到達の日までとなっておりますが、保育所に

入所できないなど、特別の事情がある場合は、②の1歳6月まで延長できることとなっております。

今回の法改正で、③に新設とありますとおり、同じく、特別の事情がある場合は、2歳到達の日まで延長できることとなったことから、所要の条例改正を行うものであります。

3施行期日については、改正法の施行と同じく、本年10月1日としているところでございます。

説明は、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

油布委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

油布委員長 別に御質疑もないようですので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

油布委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第83号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

佐藤財政課長 第83号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてです。

議案書は30ページですが、総務企画委員会資料で説明させていただきます。資料の7ページをお開きください。

今回の改正は、1の基本的な考え方とおおり、法令の改正等に伴う手数料の新設・改定の4件の改正を行うものです。

まず、①の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律関係事務です。民間の空き家・空き室を活用して、高齢者や低所得者等に対する住宅セーフティネット機能を強化するため、法改正により住宅の確保に特に配慮を要する方の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度が創設されたことによりまして、その審査に係る手数料を新設するもので

す。

手数料の額は、国が示す標準処理時間を基に設定した金額です。

次に、②の不動産特定共同事業法関係事務です。空き家・空き店舗等の再生事業に地域の不動産事業者等が幅広く参入できるようにするため、法改正により、出資総額が1億円以下かつ一人当たりの出資額が百万円以下の小規模な不動産特定共同事業を行う者の登録制度が創設されたことから、その審査に係る手数料を新設するものです。

手数料の額は、国が標準令で示す金額と同額です。

三つ目は、8ページの③旅行業法関係事務です。これまで規制の対象となっていなかった、旅行会社の依頼を受け旅行先のホテルやレストラン、ガイドなどの手配を行う旅行サービス手配業者の業務の適正化を図り、旅行商品の質の確保や旅行者の保護を図るため、法改正により旅行サービス手配業者の登録制度が創設されたことから、その審査に係る手数料を新設するものです。

手数料の額は、国が基準として示す業務の手数料と同額です。

四つ目は、④通訳案内士法関係事務です。訪日外国人旅行者の増加とニーズの多様化に対応するため、法改正により幅広い主体による通訳ガイドが可能となるよう通訳案内士の業務独占規制が廃止されました。全国通訳案内士へと名称変更されたことから、条例中の名称の変更等所要の改正を行うものです。

最後に、条例の施行日は、各改正法の施行日としていますが、③の旅行業法関係事務のみ、準備行為として施行日前でも申請を行うことができることと規定されていることから、条例の公布日を施行日としたいと思っています。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひします。

木付副委員長 委員長が中座しましたので、私が代わりに進めます。これより質疑に入ります。

堤委員 住宅確保要配慮者云々ということは、

これは結局、低所得者、高齢者をアパートに入れると。そのために、大家さんが登録をするという内容だと思うんだけど、これしなくても今、多分、都会やったらそういうのがあるかもしれないけれども、大分県の場合はあんまり、低所得者だから、高齢者だからだめとかいうのは少ないんじゃないかな。だから、増減額未定としているのかなという思いがあるんだけど、可能性は、それは大分県でもあるんでしょうかね、そういう場合。

それからもう一つ、これ旅行サービス手配業者、これは前も聞いたんだけど、増減額ゼロ円というふうになっているんだけど、これ結局、こういう業種というのは、大分県に今ないと思うんですけど、これから出てくる可能性があるというふうに踏んでいるんでしょうか。その2点だけ教えてください。

佐藤財政課長 まず、①番の住宅確保要配慮者のところなんですけれども、委員おっしゃるとおりもとの法の改正の趣旨というのが、高齢者、孤独死の関係等が懸念されることか、低所得者であれば滞納が懸念されることで、入居を拒む方がいらっしゃるということで、そういった弱者の方の住宅のセーフティネットということでこういった制度ができております。大分県内でこういった事例があるかということ、私どもが認識している中では、部の方からそういったのは聞いておりませんが、だんだんそういったことも今後ある程度あるだろうということで、全国的な法改正でありますので、大分県の条例上も規定の整備をさせていただきたいと思っております。

それから、もう一つ、旅行業法関係事務の方ですけれども、旅行サービス手配業者、旅行業を無登録でやっている業者というのは、今のところ大分県にはいないという認識であります。今後、インバウンド等で外国人旅行者等が増えてくると、例えば中小の東京の方とかのネット等で旅行の受付をするような旅行業者は、例えば大分県内で旅行をするときに、自分のところの手足がないので、こういった旅行業者にいろいろ頼むことがあるとい

うことです。そのときに、例えばキックバックを想定して、そこの土産品店を連れ回すとか、そういったことが都会では今よく懸念されていますけれども、大分県においても、今後インバウンドで外国人が増えてくるような状況の中で、そういったことも懸念されることもあると思いますので、規定の整備としては、今の段階でさせていただきたいと思っています。確かに、そういった業者というのは今のところ県内ではないと聞いています。

堤委員 はい。分かりました。

油布委員長 ほかに御質疑もないようですので、これより採決いたします。

なお、本案については、土木建築委員会にも関係がありますので、合い議をいたしました結果、原案のとおり可決すべきとの回答がありましたことを申し添えます。

それでは、本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

油布委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部から報告の申出がありますので、これを許します。

幸行政企画課長 大分県行財政改革アクションプランの進捗状況についてと公社等外郭団体の経営状況等についての2点について御報告します。

お手元に、平成28年度大分県行財政改革アクションプランの進捗状況について、資料2概要版と資料3個表をお配りしておりますが、資料2の概要版で御説明させていただきます。1ページをお開きください。

まず初めに、アクションプランの概要について御説明させていただきます。

左肩の第1の策定の背景については、枠囲みの下から2行目にありますように、安定的な財政運営に必要な財政調整用基金残高を確保できるよう、より一層の行財政改革に取り組んでいるものです。

次に、第2のアクションプランのポイントについては、一つ目のマルにありますとおり、基本目標として、新長期総合計画を支える行財政基盤の強化を掲げ、財政調整用基金残高の確保と県債残高の抑制を図ることとしています。

また、第3の取組の柱として、1の歳入の確保から5の多様な主体との連携・協働の推進の五つの項目を掲げて取り組んでいるところです。

次に、2ページを御覧ください。進捗状況の総括表についてです。

表の一番上の左から2列目の1項目数の下の目標総数の欄を御覧ください。

一番下の行の合計欄にありますように、プラン期間中の目標総数は120項目ですが、そのうち28年度までに取り組むべき項目数は、その右にありますように、96項目となっています。

その実績としては、その右にありますように、前倒し実施やアクションプランに掲載していない新規取組分も含め103項目となっています。

なお、欄外の米印2に記載していますが、新規の取組として、基金活用の拡充や県民の森の立木の売却など、アクションプランの趣旨に沿って、六つの取組を実施しています。

次に、表の右側の2効果額については、一番下の行の右から5列目にありますように、プラン期間中の目標総額は78億4千万円ですが、そのうち28年度までの目標額については、その右のとおり、17億6千万円となっています。

その実績としては、その右にありますとおり、30億6千万円と目標額を13億円上回っていますが、その主な要因としては、一番下から7行目にあります県有財産の利活用促進の実績額が、目標額を6億5千万円上回ったことなどによるものです。

続いて、3ページをお開きください。アクションプランの28年度までの主な取組項目についてです。

まず、1の歳入の確保については、1番目の県税収入の更なる確保として、自動車税について、これまでの金融機関等での納付に加え、クレジットカードによる納付を可能とするとともに、市町村への県税職員の派遣数を増員し徴収体制を強化したことなどにより、1億9千万円の増収となっています。

次に、2の歳入の見直しでは、3番目の公債費等の抑制として、金利水準が低くなっていることから、過年度に発行した1%を超えるような利率の高い県債などを、55億円繰上償還し、将来の利子負担の軽減を図ったところです。

3の資産マネジメントの強化では、1番目の県有財産の利活用推進として、高校再編により未利用財産となった旧臼杵商業高校の校舎の売却や総合庁舎の空きスペースの有効活用などにより、10億円余りの効果額を生み出しています。

4の組織の見直し・人材の育成活用では、1番目の組織・機構の見直しとして、民間の人材養成機関が充実したことにより、訓練科目の見直しを行ったところです。なお、県税事務所の見直しについては、後ほど、税務課長から御説明いたします。

2番目の職員の意識改革と業務の効率化では、昨年度は、4月に発生しました熊本地震からの復興や若者の定住促進に向けて、2本のコマーシャルを制作・放映いたしました。こうしたパブリシティ活動の広告換算費は、約104億円に上っています。

5の多様な主体との連携・協働の推進では、2番目の市町村との連携として、昨年7月からパスポートの申請手続に関する事務を大分市に移譲しており、利用者の方々の利便性の向上が図られたものと考えています。

最後に4ページをお開きください。

アクションプランの基本目標である財政調整基金残高と県債残高についてです。

いずれも28年度決算見込みの数値となっています。基金残高については、左の表の一番下の差引欄の右から4列目にありますよう

に、目標とする400億円を17億円上回っています。

県債残高についても、右の表の右から4列目の一番下及び下から2行目にありますように、総額及び臨時財政対策を除いた実質的な県債残高ともに目標額を下回っており、基金残高の確保と併せて県債発行額の抑制が図られているところです。

現時点では、いずれの目標も達成しておりますが、経済情勢の先行きは不透明であることなどから、今後とも引き続き、アクションプランに掲げる取組を推進し、更なる行財政基盤の強化に努めてまいりたいと考えています。

次に、公社等外郭団体の経営状況等について御報告いたします。お手元の総務企画委員会説明資料の9ページをお開きください。

まず、指導指針対象団体についてですが、最初の枠内にありますとおり、平成21年9月に策定した大分県公社等外郭団体に関する指導指針に基づき、県の出資割合が25%以上等の指定団体が30団体、出資割合が25%未満のその他の出資団体が18団体の、合わせて48団体を対象としています。

次に、地方自治法により議会へ報告するものとしては、22団体となっています。上から2番目の枠内の(2)にありますとおり、①に該当する土地開発公社及び住宅供給公社の2社と、②及び③に該当する県が資本金等の4分の1以上を出資している20団体となります。

なお、それぞれの団体の経営状況等については、本議会の各常任委員会において、所管部局から報告させていただきますので、私からは、経営状況や県の人的・財政的関与の状況について総括的に御説明させていただきます。

資料中ほどの1の対象団体の状況の表の一番右の欄を御覧ください。前年度と比較して1減となっています。

これは、欄外にありますとおり、行財政改革アクションプランに基づき、施設の管理が

主たる業務であり政策的関与が薄い団体として、一般財団法人大分県中小企業会館との出資関係を解消したことによるものです。

次に、2の経営状況についてです。(1)の赤字団体数の推移の表にありますとおり、指導指針を策定した平成21年度以降、赤字団体数は減少傾向にあります。28年度については、赤字から黒字に転換した団体が5団体あったものの、熊本地震による売上げの減少などにより黒字から赤字に転じた団体が6団体あることから、前年度と比較して1増の14団体となっています。

続いて、11ページを御覧ください。これは団体概要の一覧表ですが、表の右から2列目に直近の決算状況として、当期純利益を記載しています。当期がマイナスとなっている団体のうち、額が大きい団体について御説明させていただきます。

まず、指定団体についてですが、表の上から10番目の大分県産業創造機構が7,782万6千円のマイナスとなっています。これは、国の補助金により造成した基金について、事業の終了に伴い国へ返還したことなどが主な要因ですが、基金返還分等を除く実質的な赤字が約200万円となっています。そのため、経営改善に向けて、経費削減に努めるとともに、会員企業の増加や研究開発等外部資金の獲得に取り組むこととしています。

また、25番の大分県土地開発公社については、用地交渉の不調などにより、事務費収入を確保できなかったことから、4,090万2千円のマイナスとなっています。そのため、市町村からの受託事業の拡大などに取り組むこととしています。

なお、一番上の大分県自治人材育成センターにつきましては、後ほど所管課である人事課長から御説明させていただきます。

次に、12ページを御覧ください。その他の出資団体についてです。

上から2番目のサン・グリーン宇佐については、宿泊施設はちまんの郷宇佐を運営していますが、熊本地震の影響等により28年度

決算が5,852万1千円のマイナスとなったこともあり、表の一番右にありますように、1億1,607万8千円の債務超過となっています。

そのため、昨年度策定した経営改善計画に基づき、経営の健全化を図るとともに、今後の運営方針について検討を行っているところです。

また、14番の大分県畜産公社については、5億4,930万6千円のマイナスとなっています。これは、昨年7月に新施設が完成し、旧施設の撤去等に伴う特別損失が発生したことなどによるものですが、中長期経営改善計画を策定し、集荷頭数や輸出量の拡大を図ることとしています。

10ページにお戻りください。3の県の人的・財政的関与の状況についてです。

(1)の人的関与の状況についてです。①の県職員の派遣については、表の一番右の備考欄にありますとおり、指定団体の大分県芸術文化スポーツ振興財団及び大分県土地改良事業団体連合会について、プロパー職員が育成されたことから、県からの派遣を削減しています。

一方、大分県土地開発公社については、玖珠工業団地の造成工事に着手したことに伴い、29年4月から新たに1名を派遣しており、全体としては2名の減となっています。

次に、②の県職員の役員就任についてです。表の一番右の備考欄にありますとおり、大分県社会福祉協議会について役職を変更したことや、大分県体育協会について役員改選があったことにより、全体としては3名の減となっています。

続いて、(2)の財政的関与の状況についてです。①の委託料については、表の右から2列目の計の欄にありますとおり、総額で40億9,932万3千円であり、前年度に比べて3億8,765万1千円の増となっています。

これは、欄外の主な増減要因にありますように、大分県土地開発公社における用地取得

事業の増や大分県土地改良事業団体連合会における中核的な担い手への農地集積を図るための農地再編整備構想の作成委託業務の増などによるものです。

その下、②の補助金・交付金・負担金については、表の右から2列目の計の欄にありますとおり、総額で59億3,918万7千円であり、前年度に比べて17億2,871万2千円の増加となっています。

これは、欄外の主な増減要因にありますように、熊本地震からの観光復興を図るため、国内誘客緊急対策事業等補助金、いわゆるふっこう割事業を行ったことなどによるものです。

公社等外郭団体の運営については、県の行財政運営にも影響を及ぼすことから、今後とも、経営状況を適切に把握するとともに、県の人的・財政的関与についても検証してまいります。

藤原人事課長 公益財団法人大分県自治人材育成センターの経営状況について御説明いたします。

総務企画委員会説明資料の13ページ、県出資法人の経営状況報告概要書をお開き願います。

本法人は、県と市町村の職員研修を一元的に実施するために設立された団体で、26年4月から県と市町村職員の研修を一元的に実施しております。また、これまで会長を務めていた佐伯市長が退任し、今年4月から臼杵市長が就任しています。

2の県出資金は300万円で出資比率は市町村と折半で50%です。

3の事業内容ですが、県内自治体職員に対する研修を実施するとともに、各自治体が実施する研修に対して支援等を行っています。

次に4の28年度決算状況ですが、本財団は研修の実施以外に自主事業はなく、県負担金と公益財団法人大分県市町村振興協会補助金によって運営されております。

本財団は研修施設を保有していることから、資産の大半は、研修施設やその附属設備であ

り、下線の当期正味財産増減額がマイナス5,074万7千円になっているのは、主に研修施設等の減価償却費計上によるものです。

なお、県は、県職員研修実施に必要となる財団運営費及び研修経費を負担しております。

次に5の問題点及び懸案事項ですが、今後の課題として、研修一元化のメリットを生かした研修内容の向上と、その効果としての職員の能力向上、さらには、県と市町村職員の連携・協力を促進していく必要があると考えています。

最後に6の対策及び処理状況ですが、平成27年度からフォローアップ調査を実施しており、研修効果の検証を行った上で、研修内容の改善を図ってまいります。

また、県職員と市町村職員の合同研修を拡充するとともに、県・市町村職員の連携・協力の促進のために、懇親会等各種交流会を通じて人的ネットワークの形成にもつなげてまいります。

財団発足から4年目を迎えたことから、研修の実施状況等を踏まえ、組織体制の見直しも検討してまいります。

油布委員長 ただ今の報告について、何か御質疑はありますか。

麻生委員 去年は地震があった関係で、研修の実施等々、市町村を含めて何か影響、当初の目標に対してできなかったのは何ぼかあるんですか。

藤原人事課長 当初、計画をしていた部分について、順延するとかいう形はございましたが、単純に廃止したとか、できなかった研修はなかったと聞いています。

麻生委員 予定どおりできたということですね。はい。

堤委員 10ページの県職員の派遣の関係で、現職は分かるだけけれども、元県職の派遣というのは分かるかな、何名ぐらいというのは。そういう実態は当然つかんでいると思うんですけど、そこら辺はどう。

幸行政企画課長 この段階では、県職員の派遣という形で、私の方はそこまで把握してお

りませんけれども。

堤委員 ああ、そう。どこか把握しているの。

藤原人事課長 後ほど資料で提出したいと思
います。

堤委員 なら、そういう資料があるわけね。

藤原人事課長 調べて回答します。

堤委員 じゃ、資料要求をお願いいたします。

木村副委員長 アクションプランの財政調整
用基金なんですけど、これ今回の台風の資金
ですよ、さっき財政課長が財調から繰り入
れると言っていましたけど、これは不足分は
もっと大きくなるということなんですか。

佐藤財政課長 行革アクションプランから見
ると、目標との差引きのマイナスが大きくな
ってきます。ただ、その分はこれから更なる
節減等で頑張っていく予定です。

堤委員 ちょっと関連していい。さっき財調
の関係で使っていくということで、議会の報
告というのはいつ頃になるの。27日、つま
りどういう形でどういうものにくら使った
よと、この18号台風に関してね。そういう
ものというのは、議会への報告というのはな
いの。

尾野総務部長 実は、今議会中に補正第5号
が間に合うかどうかということで、今、まず
は被害の把握に努めております。そのうち、
どうしても急ぐものというのが多分出てくる
と思います。先ほど申し上げました災害救助
法の関係でありますとか、防疫と言いますか
消毒の経費でありますとか、あと今後また、
公共事業の災害復旧査定が始まるんですけれ
ども、これの事前調査の経費とか、今、そう
いうものを精査しております。間に合えば、
今議会中に提案をして御審議いただきたいと
考えております。

堤委員 もし仮に間に合わない場合には、専
決で議会後という形、間に合わない場合は
そういう形になるということでもいいの。

尾野総務部長 何とか間に合わせたいと思っ
ております。間に合わない場合は、その途中
でもし、12月議会までの間に必要であれば
専決ということも考えられますし、12月ま

で待てれば12月議会での提案ということに
なろうと思います。いずれにしても、議会
の方に提案か報告かは必ずするということ
になります。

堤委員 はい、分かりました。

玉田委員 予算案のときに聞けばよかったん
でしょうけど、7月の九州北部豪雨の災害
の査定がこの時期になっていると聞いて
いるんですが、そして、例えば査定で積算
したのが今回の台風でまたチャラになった
と。それでまた査定のやり直しというケ
ースがあるんじゃないかと聞いております
けれども、その場合は、それは通年でも
予算執行になるので問題ないと思いま
すけれども、そういうケースについては
把握はこれからされるのでしょうか。

佐藤財政課長 九州北部豪雨の分、日
田市、中津市が主になっているところ
でありますけれども、そちらの方でど
のくらいの被害が出ているのかとい
うのは精査しているところで
すけれども、基本的にもうかなり、
委員おっしゃるとおり、全く現地
を確認してみないと、また災害
の内容が違えば、またそれは災害
査定も入るんでしょうけど、今
のところそういうのがあるとは、
私どもの方ではまだ聞いて
おりません。

油布委員長 ほかに御質疑もな
いようでありますので、執行部
は、報告を続けてください。

吉富税務課長 お手元の総務企
画委員会説明資料の14ページ
をお開き願います。県税事務
所の見直しについて御説明さ
せていただきます。

最初の枠囲みにありますように、
大分県行財政アクションプラン
において、県税事務所について
は、市町村との連携を一層強
化するとともに、業務の効率
化と専門性の向上を図るため
、県民の利便性や税収の確保
なども考慮しながら、事務所
体制や人員配置の在り方を
検討するとしています。

その下、1現状の(1)県税事務
所の状況にありますように、
県税事務所は県内に6か所
あり、その規模等につきましては、
資料中

ほどにある表の右から4列目、収入額③の欄にありますように、収入額が100億円を上回っている事務所は、上から、別府県税、大分県税、中津県税となっています。

一方、佐伯県税から日田県税の3事務所につきましては、100億円を下回っております。

職員数につきましても、表の左から2列目、職員数①の欄にありますように、佐伯県税などの3事務所については、収入規模と同様に、他の事務所に比べまして小規模となっております。

次に、2の課題についてですが、人材育成と税収確保の二つの点で課題があると考えています。まず(1)の人材育成では、税務経験の浅い職員の割合が3割を超えるとともに、経験豊富な職員が退職していく状況にあり、税の専門知識を持った職員の育成が求められています。また、事務所によっては取扱件数が少ないことから、チェックや指導体制の充実が求められています。

次に(2)の税収確保では、県税全体の3割を占める個人県民税については、市町村が市町村民税と一緒に徴収する仕組みとなっていることから、税収増を図るためには、市町村の徴収率を高める必要があります。こうした課題を踏まえ、3の見直しの方向性(案)にありますとおり、県税事務所については、税務職員の専門性の向上と、チェック指導体制の充実や税収確保に向けて、業務を集約化するとともに、先ほど説明しました収入額等の小規模な事務所につきましては、地理的条件などを勘案の上、統廃合について検討を行いたいと考えています。

ただし、可能な限り県民の利便性を確保できるよう、自動車税の身体障がい者減免申請などの窓口業務に必要な人員については、統廃合される地域の地方機関に配置することを検討したいと考えています。

油布委員長 ただ今の報告について、何か御質疑はありませんか。

堤委員 佐伯、豊後大野、日田県税の3事務

所の統廃合を将来的に考えるんだろうけれども、結局それはなくなるということなの。今から検討を始めるのか、それともどこか一つに集約をするということなの。

吉富税務課長 それも含めまして、今から検討をしてみたいです。

玉田委員 課題の(1)の②ですね。取扱件数が少ないから、1税目1人が担当する人事配置というのは、1税目を複数人で担当する方がいいということですか、これは。

吉富税務課長 やはりチェック体制というのは、1人よりも2人、3人という形で担当した方が当然内容的によくなりますし、一番最初に申し上げましたとおり、税務経験が浅い職員が今もうかなり多くなっております。人事異動や新採職員を多数採用しておるために、税務に精通する期間がある程度は必要になってきますので、そういったことから、複数人で担当しておれば対応が可能になるという考え方でございます。

玉田委員 はい、分かりました。ということは、人員を集約して、できれば一ところにまとめて、そこに税目も集中させた方がいいと、そういうことですか、ここに書いてあることは。

吉富税務課長 一ところに置くのかということも含めて、先ほど言いましたとおり地理的条件もありますので、そういったものも含めて検討していきたいと考えております。

油布委員長 ほかに御質疑もないようでありますので、諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

油布委員長 ほかにないようですので、以上をもちまして、総務部関係の審査を終わります。

執行部は、お疲れさました。

〔総務部退室、国民文化祭・障害者芸術文化祭局入室〕

油布委員長 これより、国民文化祭・障害者

芸術文化祭局関係の審査に入ります。

それでは、執行部から報告の申出がありますので、これを許します。

土谷国民文化祭・障害者芸術文化祭局長 説明に入ります前に、今回の台風18号の被害関係について、少し御報告をさせていただきます。

国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭につきましては、現在のところ、来年の本番に向けて計画準備といった段階でございます。したがって、本番に直接影響するというような被害はまだ出ていないところではございますけれども、被災した地域に居住する方々にもたくさん関係の方もいらっしゃいますし、また、被災自治体の担当者の方はそちらの対応というのも増えてきますので、若干準備に遅れが出るかなというような心配もございまして、市町村、それから芸術団体と連絡を取りながら、しっかり準備を進めてまいりたいと思っております。

それでは、説明に入らせていただきます。

7月10日に文化庁において開催されました国の国民文化祭実行委員会におきまして、来年本県で開催されます第33回国民文化祭・おおいた2018の実施計画についての審議が行われました。

お手元にあるのは、この当日、国民文化祭局で作成・提出した計画書でございます。

これにつきましては、承認をされました。そのとき、実行委員会の国の委員の皆さんからは、全国障害者芸術・文化祭との一体開催ということで、国民文化祭の取組が前へ進んだという感じがするなというような御意見も頂いております。

文化祭を成功させるとともに、両文化祭の一体開催を通じまして、芸術文化を担う人材の育成、カルチャーツーリズムによる地域の活性化、それから障がい者の社会参加のきっかけづくりと、障がい者に対する理解の促進といったレガシーを残すべく、準備を進めてまいります。

さて、先月15日に四つの特別委員会が設

置されました。私どもの局の関係の付託案件につきましては、文化・スポーツを活用した地域づくり特別委員会の文化イベントを活用した誘客対策と情報発信、地域の振興という事項と、障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる県づくり特別委員会の、障がい者が芸術文化活動に参加できる環境づくりについてといった項目でございます。これらの取組につきましては、国民文化祭の準備事業そのものということになりますので、併せて委員会でも報告をさせていただきたいと思っております。

では、ここからは担当課長が資料に沿って説明をさせていただきます。

秋月事業推進課長 国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の準備状況について御説明いたします。お配りしております資料1ページを御覧ください。

開幕行事は、来年10月6日（土）にiichiko総合文化センター、県立美術館及びその周辺の芸術文化ゾーンで開催します。

開会式は、プロローグとして大分県吹奏楽連盟の皆さんを中心とした特別編成吹奏楽団に御出演いただきます。作曲・編曲は、オーケストラ等のアレンジを数多く手がけ、大分国体の開会式の音楽も担当された、県立芸術文化短期大学の河野敦朗教授にお願いしているところで、3月に楽曲が完成の予定です。その後パートごとの譜面を作成して練習に入ることとしています。

オープニングステージは、小野正嗣氏の脚本、ヨロコビ・ムカエル？を現在、穴井豪氏が演出・振付作業に取り組んでいるところで

右の点線囲みを御覧ください。

出演者については、一般公募を6月から8月にかけて行ったところ、定員150名に対して、約250名もの多くの方の応募がありました。8月の体験ワークショップを経て決定した222名を中心に12月から練習を行うこととしています。

左の中ほどを御覧ください。

期間中は、県内各地で地域事業・分野別事

業を実施いたします。

まず、①の市町村実行委員会事業についてですが、各地域の特性を踏まえ、県内を五つのブロックに分け、それぞれのテーマに沿って芸術文化事業を展開することとしています。

右の点線囲みを御覧ください。

現在、ブロックごと及びブロック間における事業日程などの調整を行うとともに、それぞれの事業内容の詳細について、協議を進めているところです。また、事業の周知や出演者の募集を開始するための開催要項や募集要項の作成についても準備を進めています。

②の芸術文化団体等主催事業は、チャレンジ書道展や華道の祭典など、芸術文化団体等が県下各地で主催事業を開催することとしており、現在、開催内容等を各団体と協議しているところです。

③の芸術文化ゾーン事業では、i i c h i k o 総合文化センターや県立美術館で様々な事業が予定されています。まず、i i c h i k o 総合文化センターでは、大分県芸術文化スポーツ振興財団主催のオペラが開催されることになっています。また、芸術文化団体とi i c h i k o 総合文化センターが連携して行う事業として、おおいた洋舞連盟の洋舞踊の祭典や大分県日本舞踊連盟の日本舞踊の祭典などが開催されます。

県立美術館では、県の収蔵品を活用したコレクション展や特別企画展、障がい者アートの祭典なども予定されています。

右の点線囲みを御覧ください。洋舞踊の祭典等主な事業の準備状況ですが、現在各団体でオーディションや全国公募の実施などの準備が進められているところです。

④の障がい者アート事業については、全国公募の作品展やダンスステージ、ワークショップなどを芸術文化ゾーンを始め県内各地で開催することとしています。

右の点線囲みを御覧ください。

ダンスステージ発表については、6月までに参加者公募を行い、7月から練習を開始しています。また、県内各地で開催される展示

会に出展する作品の掘り起こしを行うため、専門家とともに特別支援学校や福祉施設等への訪問調査を行っています。さらに、障がい者作品の商品化が一層進むように、実践者によるセミナーを開催することとしています。

左下を御覧ください。

閉幕行事は、11月25日（日）にi i c h i k o 総合文化センターグランシアタで開催することとしています。フィナーレステージは、大分県芸術文化振興会議の皆さんを中心とした実行委員会が現在取り組んでいるところです。

台本や演出については、日本舞踊家の藤間蘭黄氏にお願いしており、右の点線囲みに記載しているとおり、タイトルは大分の山々巡行で決定しました。藤間氏は8月に県内調査のため来県するなど、現在構想を練り上げているところです。台本が出来上がり次第、音楽などの具体的な作業に入ることとしています。

閉会式については、グランドフィナーレでより一層の盛り上がりを図るため、海外からの評価も高いDRUM TAOさんに演出の構想を練っていただいている状況です。

次におおいた大茶会1年前イベントについて御説明いたします。

お配りしておりますパンフレットを御覧ください。

県民の皆さんとともに国民文化祭の機運を盛り上げていくため、10月1日から12月5日にかけて1年前イベントを開催することとしています。

10月1日は、本大会のテーマ、おおいた大茶会のヒントとなった北野大茶会が、今から430年前に豊臣秀吉により京都の北野天満宮で催された日に当たります。

本県文化祭の1年前イベントを催すにふさわしいこの日を皮切りに、様々なイベントや展示事業等を開催し、大いに盛り上げていきたいと考えています。

パンフレットをめぐっていただき、左下のタイムスケジュールを御覧ください。まず、

10月1日のステージ事業では、県立美術館とiichiko総合文化センターの間の国道197号線を歩行者天国にして、日本文理大学のチアリーディング部によるパフォーマンスやカウントダウンボード披露等の開会行事を行います。

次に伝統芸能を、県内五つのゾーンから選出された芸術文化団体に御披露いただきます。

今回、佐伯市、津久見市からは、大宮八幡神社、檜の実少年少女合唱団の皆さんによりますジョーヤラと合唱を御披露いただくこととなっております。今回の台風の影響もございましたので、それぞれの皆さんにお話を今伺っているところによりますと、是非元気で頑張っている様子をこの場で御披露したいというお声を頂いておりますので、よくまた関係者とお話を進めながら、当日まで進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

その後、歌手のMay J.さんを招いてのFMラジオの公開録音であったりとか、イベントのエンディングには、会場の皆さんと、来年の文化祭成功を願ってのバルーンリリースを行うこととしています。

なお、歩行者天国では、食のブースや市町村紹介ブース、野点などを行い、賑わいの場を作っていきたいと考えています。

パンフレットの裏側を御覧ください。期間中の10月1日から12月5日までは、県立美術館やiichiko総合文化センター、中央町・竹町商店街の皆さんと連携し、数々の展示事業を行いたいと思っております。

毎年多くの美術愛好家が参加する大分県美術展覧会や県立美術館のコレクション展に加え、来年大分で初めて開催される全国障害者芸術・文化祭に向け、様々な障がい者アートに係る展示も行います。

アート展、Action!では、障がい者アートを支える方々の取組の紹介や作品の商品化に向けたセミナーを開催します。ダンス!ダンス!フェスティバルは、障がいのある方とない方が一緒に作り上げるステージで、来年の文化祭を見据えたミニステージを

行いたいと思っております。

まちなかアート!では、県内各地で掘り起こした作品を商店街の店舗に展示することとしています。

また関連イベントとして、県立美術館では、県内で人気の学園漫画、RELIFEのパネル展や、iichiko総合文化センターでは子ども向けイベント、0歳からのわくわくアート遊園地が予定されています。

このように期間中は、県立美術館とiichiko総合文化センター、そして商店街一帯で、小さなお子さんから御高齢の方まで、障がいのある方ない方を含めまして誰もが楽しめるイベントを繰り広げることとしており、是非多くの方に御来場いただきたいと思っております。委員の皆様方におかれましても、お時間があれば是非ともおいでいただければと願っております。

最後に御紹介させていただきます。パンフレット表側の右端にバーコードがあります。これはSPコードと言いまして、スマホなどで読み取りますと、音声で文字情報を聴くことができます。こうした取組を進める中で障がい者の方々に配慮した情報発信にも努めていきたいと思っております。

高橋企画・広報課長 それでは続きまして、文化祭に係る準備状況のうち、広報、誘客対策、障がい者へのおもてなしの対応について御説明をしたいと思います。

またこちらのA4横の資料に戻っていただいて、2ページをお開きいただきたいと思っております。

2ページに、国民文化祭・全国障害者芸術文化祭の広報についてということで、まず、今大会の大会そのものの基本方針として、上の方に、「街にあふれ、道にあふれる、県民総参加のお祭り」、「新しい出会い、新たな発見～伝統文化と現代アート、異分野コラボ～」、「地域をつくり、人を育てる」の三つの基本方針がありますけれども、これを広報的に我々は三つの方針に呼び替えまして取組をするということでございます。

一つ目、県民が参加する広報、二つ目、新たな客層の獲得につなげる広報、三つ目、隅々まで届ける広報、この三つを我々は着眼点として取組を進めるということで考えてございます。

ページを1枚めくっていただきまして、3ページを御覧いただきたいと思っております。

まず、一つ目の県民が参加する広報ということでページをまとめております。これは、県民の皆さんがボランティアという形で積極的に広報活動へ参加してもらおうということで、文化祭を広くPRいたしまして機運の情勢を図るということを目指してございます。

PRボランティアにつきましては、おおい大茶会手伝い隊、キャラバン隊ということでおおい大茶会盛り上げ隊、撮影ボランティアということでおおい大茶会撮るとき隊と、この三つのボランティアを設定いたしまして現在募集をしておりますけれども、特に盛り上げ隊につきましては、先般、9月11日に決定いたしまして、知事からも激励を頂いたところでございます。

ちょっと急ぎまして恐縮ですが、4ページをお開きいただきたいと思っております。

二つ目の取組でございます。

新たな客層の獲得につなげる広報でございます。文化祭の従来の客層である芸術文化団体の参加者に加え、新しいターゲットとして、芸術に興味のある若年層、あるいは女性をターゲットにして進めるということでございまして、そのために、芸術、旅行関係者に強固なネットワークを持ちます広報ディレクターの方を選定いたしました。パブリシティー活動、あるいはSNSを活用した情報提供を行うなどにより、特に県外からの誘客、これをしっかり獲得していきたいということを考えてございます。

ページを1枚めぐりまして、誘客対策で資料を1枚付けています。5ページでございます。

文化祭では、新たにカルチャーツーリズムということで取組を進めてまいります。これ

は、文化事業に加えまして地域の隠れた食とか味、歴史文化、そういったものを追体験をしてもらうツアーを造成するという事で、来県客が県内を周遊する、そういった仕組みを是非作っていききたいということでございます。ちょっとだけ説明をいたしますと、この図の中ほど、少し上に飛行機の絵があると思っております。下に人の絵が、観光のお客さんなんですが、この飛行機のところに、例えば羽田空港から大分空港に来ますと、その来るお客さんを、その人のところ、矢印が二つ出ています。上の方の矢印は文化事業に参加する方ですね、従来の来客層。こういった方が、例えばその下、文化事業と書いてありますが、これは例えばオーケストラとかそういったものに参加をしていただいて、ついでに、別府で温泉に入ってもらおうと。せっかくなので、別府のリーディング事業という大きな輪がある。これは非常に有名な方を呼ぼうと今画策中ですが、これもせっかくだから見てもらおうというような流れ。

それからもう一つ、人のところの下の矢印を御覧いただきますと、これは新たなお客の層ということで、若い方がこの別府のビッグプロジェクトに向けて、是非見たいということで来てもらう。せっかく別府に来たから、隣の大分市でやるメディアアート——ちょっと赤っぽいリーディング事業と書いていますが、これを見てもらう。それから、その下の櫛の実合唱団の合唱を聞いてもらう。せっかくなので、佐伯で寿司も食べてもらうということで、ぐるっと回るようなイメージで県内周遊を図っていくということで、お金をできるだけ落とすとしていって、次につなげていこうという、そういったものをイメージしたツアーを考えてございます。

現在、市町村の協力の下に、こういった素材の調査、隠れた宝石を探そうとしておりますので、その結果を今取りまとめているところでございます。

今後は、市町村、観光協会、旅行業者等々と協働いたしまして、魅力あるツアーを造成

すると。それに合わせて、文化祭終了後もしっかり引き継がれるように、人材、体制づくりもケアしていきたいと考えています。

話を戻しまして資料の6ページ、三つ目のポイントでございます。

隅々まで届ける広報でございますが、これは各種メディア、それから屋外広告を活用すると。PRイベントの実施、そういったことで機運の醸成を図っていくと。いろんな手段を使いまして、とにかく隅々まで届けるということでございまして、点字によるチラシの広告とか、先ほど言いましたSPコードを活用した、そういった障がい者に対する広報といったものを考えてございます。広く参加を呼び掛けるということで考えてございます。

加えて、障がい者のおもてなしということで、その最後のページ、7ページでございますけれども、県の実行委員会の下に、観光・おもてなし部会という専門部会を設置しております。この中で観光おもてなしについては検討を進めるんですが、特に、障がい者の関係については、専門部会は実務者会議という実際に障がい者がタッチしている施設の方、あるいは障がい者の方、そういった方を入れた会議を設けまして、具体的なお話を聞いていくということで現在やっております。

この会議については、障がい者が文化祭事業に参加するに当たっての課題を洗い出して改善に生かすということを目的としてございます。先ほど説明がありましたけれども、10月1日のおおいた大茶会の1年前イベント、このときにも、早速この実務者会議の方を中に入れて、加えて、実際に障がい者の方も連れて行って、エラーが多分出ると思うので、そういったところを洗い出して本番に備えていこうと考えてございます。

そういったことで今後につながるレガシーの一つとして、障がい者の対応というのを考えていきたいと考えております。

油布委員長 ただ今の報告について、何か御質疑はありますか。

堤委員 10月1日はすぐだよ、来週だよ

ね。もう準備万端なの。で、動線が非常に気になるんだけどね、駐車スペースも何か「P」を書いているけども、すぐ満杯になってくるよね。臨時バスが駅から出るとか、そういうのは何かあるんですか。

秋月事業推進課長 今のところ、臨時バスは予定しておりませんが。公共交通機関を御利用いただくように皆さんに御案内をさせていただきます。

堤委員 大分きやんばすは、i i c h i k oの前で止まるのか。i i c h i k oの前で止まって……

秋月事業推進課長 ちょうどそこから、歩行者天国になっております。

堤委員 なるほど、非常におもしろそうやな。

秋月事業推進課長 はい、是非お越しく下さい。よろしくお願ひします。

木付副委員長 今、広報の話があったんですけど、国東はまだまだ大茶会、全然売れていないですがね。六郷満山開山1300年祭の方が力が入っていて、それで、この間もらったやつ、市議会議員にみんなあげたんです。そしたら、何かち。

高橋企画・広報課長 まだ一杯あるので、是非。

木付副委員長 やっぱり広報をばんばんばんやっつて、市町村も一緒にやったらどうですか。よろしくお願ひします。

麻生委員 3点だけ提案申し上げます。

国際車いすマラソンが期間中にあると思うのですが、そのことが全く触れていないので、うまく大茶会撮るとき隊の撮影ボランティアとかと一緒に何かできればなというのが1点。

それから、5ページのカルチャーツーリズムのイメージの中で、よそから来た人が何か出て、温泉に入ると。下郡温泉の宮崎勇次郎君のあの銭湯の絵、これは最高のものすごいやつですから。男湯も女湯も。

それから、6ページのPRツール、ワールドカップについては、ボードをJC辺りが中心になって設置したんですが、国民文化祭が

ないんやな。駅にあるの。

秋月事業推進課長 10月1日のイベントの際に……

麻生委員 そのときにあるんやね。

それで、要は、全県で今回の災害、あるいはこの前の災害、地震も含めて、JR線で止まっているところがあるんやな。だから、駅を活用する何かを全部今回、せっかくですから仕掛けて、にぎわいを、通っていないところの駅を活用してうまくやるような動きをJRさんとも協議して、話をさせていただけると有り難いなと提案しておきます。

それと、今、代行バスの時刻表というのを各駅で、不通になっている駅で配っているんですよ。こういったやつに、国民文化祭まであと何日とか、それぞれの駅のゾーンのテーマとか、文化祭の主なやつとか、何かそれぞれのゾーンごとのテーマでメインイベントがあるはずなんですよね。何かそういったものを、こういったのでPRするとか、ちょっと工夫も含めてやっていただければなと思います。

油布委員長 ほかに御質疑もないようでありますので、諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

油布委員長 それでは、以上をもちまして、国民文化祭・障害者芸術文化祭関係の審査を終わります。

執行部は、お疲れさまでした。

ここで、暫時、休憩します。

午後0時10分休憩

午後1時 2分再開

油布委員長 これより、企画振興部関係の審査に入ります。

本日は、委員外議員として、森議員が出席されています。

まず、平成29年台風第18号災害への対応状況について、執行部の説明を求めます。

廣瀬企画振興部長 それでは、台風第18号災害への対応状況のうち、企画振興部の特にJRと観光の関係について御報告します。

まず、JRですが、JR九州によりますと、日豊本線の臼杵駅－延岡駅間、今日現在で臼杵駅－市棚駅間、市棚駅というのは宮崎県の延岡駅のちょっと手前の駅になりますが、その間が不通ということになっています。

また豊肥本線の中判田駅－阿蘇駅間で、線路上への土砂流入等のため不通となっており、運転再開には、被災箇所が多数に上るために時間を要する見込みとのことでした。

県としましては、発災後直ちに、JR九州に対し、不通区間の早期運転再開とそれまでの間の代替交通手段の確保を要望したところでした。

19日からは、不通区間における代替バスの運行が開始されたところですが、引き続き、利用状況などを把握しながら、代行バスの改善等を求めるべき事項については、JR九州に対して要望してまいります。

次に、観光関係です。

今回の台風によるJR日豊本線の運休などで影響が心配されますが、東九州自動車道などの幹線道路の被害はありませんので、高速道路等を活用してこれまでどおり、多くの観光客に県南の方に訪れていただきたいと考えています。

しかし、被害を受けているということで入り込み客の減少が心配されますので、既決予算を活用して、交通アクセスなどの正確な情報や、イベントなど現地の元気情報を積極的に発信してまいりたいと考えています。

具体的には、ツーリズムおおいたのホームページや、東京・大阪・福岡での誘客キャンペーンなどを行っていますので、現在、日田・中津に加えて、県南・豊肥地区の元気情報もアピールしたいと考えています。あわせて、被災地区の観光協会が行う情報発信やイベント等に対しても、7月の豪雨災害時と同様に、地域活力づくり総合補助金の活用で支援したいと考えています。

さらに、既決予算の宮崎県との連携事業を活用し、東九州自動車道を軸にした情報発信や旅行商品の造成などを行うこととしていま

す。

以上をもちまして、今回の台風第18号災害への対応状況について、説明を終わらせていただきます。

油布委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

堤委員 今回、日豊線と豊肥線、前回は久大線と日田彦山線ということで、もうほとんどと言うか全部これやられてしまったよね。ちょっと心配なのは、今JR九州が無人化を進めていきよるやろ。今回、そういうふうな災害の中で無人化で人がいないということになったら迅速な対応ができなくなるんじゃないかなと非常に危惧するんだけど、大分市で言えば八つの駅の無人化が進められようと今計画されているけれども、県として、市と一緒に話に行って、こういう状況というのは、これまでも伝えているかいなか分からんけども、どういう状況に今なっているか分かるの。

土田交通政策課長 いわゆるスマートサポートステーションのことだと思いますけれども、現在、JR九州に対しては懸念を伝えております。

懸念と言いますのが、まず、利用客の利便性、あるいは安全性についてきちんと確保されるのかどうかという点と、あとはやはり、今後県としても進めている地方創生においても、地域の拠点としての駅というのは重要な拠点となると思っていますので、そういった拠点としての機能の低下がないのかどうか、そういった懸念があるということをきちんとお伝えさせていただいて、その懸念払拭の対応をきちんとしてほしい。加えて、沿線住民、特に大分市民の方に対して説明を尽くしてほしい、これについて本社に伺った上で要望しているところであります。

堤委員 それで、今回また被災を受けて、かなり広がったわね。全体的にね。今回、その被災の状況と無人化というのは直接リンクしていないかも分からないけれども、そこに人がいるかいなかによって、その対応という

のはやっぱり違ってくると思うね。人がおれば、そこで止まっていますよとかいろいろ話ができるんだけど、そういう懸念というのは、今後また言うところも出てくるわけですか。

土田交通政策課長 おっしゃっていただいたとおり、特に緊急時、災害時含めて、列車事故などの緊急時において駅員がいなくなることによって生ずる課題、あるいは懸念があるのではないかと思っていますから、そこについて新しく導入されるかもしれないシステムにおいて、どのように解決が図られるのか、懸念がどれぐらい払拭されるのかについては、今後改めて求めていきたいと思っています。

堤委員 はい、分かりました。

油布委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

油布委員長 ほかに御質疑もないようですので、台風災害関係の報告を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。

第80号議案平成29年度大分県一般会計補正予算（第4号）及び第4号報告平成29年度大分県一般会計補正予算（第3号）についての本委員会関係部分のうち、企画振興部関係については関連がありますので、一括して執行部の説明を求めます。

廣瀬企画振興部長 それでは、第80号議案平成29年度大分県一般会計補正予算（第4号）及び第4号報告につきまして、企画振興部関係をまとめて御説明申し上げます。

総務企画委員会資料の1ページをお開きください。

平成29年度9月補正予算一覧表でございます。

29年度予算額につきまして、今回の補正予算を加えまして、所属別にまとめた表であります。

まず、中ほどの専決のBという欄がございますけれども、これの一番下の合計欄がございます。専決額は5,434万5千円となります。7月の九州北部豪雨では、日田を始め別府や由布院などにおいて多くの宿泊キャン

セルが発生するなど、深刻な風評被害が発生しておりまして、専決処分により、特に夏休み間の旅行需要の早期回復に向けた緊急対策を講じたところであります。

次に、専決のBの右隣にあります通常補正Cの欄の一番下の合計欄でございますけれども、今回の補正で1億1千万円の増額をお願いするものであります。

まず、9月補正予算額というところの中ほどにあります観光誘客緊急対策事業（増額）でありますけれども、3千万円をお願いしております。被災後2か月以上が経過しまして、本格的な復旧復興に向けた対応が今重要となっております。観光産業の風評被害の回復に向けては、先ほど御説明しました専決処分による緊急対策を講じたところでございますけれども、特に夏休みを中心に講じたんですが、今後、秋以降の観光シーズンに向けて、引き続き福岡発の旅行商品造成への支援を行うとともに、首都圏等からの予約回復を図るために、特典付き旅行商品造成への支援など、誘客対策を実施するものでございます。

具体的な事業内容につきましては、この専決処分の内容も含めまして、担当の所属長から説明をさせていただきます。

次に、その欄の上の方に、芸術文化創造発信事業というのがあります。芸術文化基金積立金8千万円でございます。これは、県立美術館での魅力ある企画展や芸術文化ゾーンを核としたネットワークづくりなど、芸術文化事業を安定的、持続的に行っていくために、昨年度と同様、決算剰余金の一部を芸術文化基金に積み立てるものであります。これらによりまして、平成29年度予算額は、右端の合計に記載のとおり、当初予算額が左端にありますけれども、68億7,787万3千円と、先ほど御説明しました専決処分のB、5,434万5千円と、今回お願いしております通常補正1億1千万円を合計しますと、一番右下にありますとおり70億4,221万8千円となります。

次に、2ページを御覧ください。

2ページは債務負担行為限度額の設定についてであります。来年度から指定管理者の更新がありまして、それに伴いまして、県立総合文化センター及び県立美術館の管理運営委託料につきまして債務負担行為をお願いするものであります。6月の本委員会で御説明申し上げましたとおり、指定期間は5年間、委託料の限度額合計は、ここにありますように24億1,249万7千円となります。今回、議会の議決が頂ければ、次回、指定管理者の決定に係る審議をお願いする予定にしておりますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

阿部観光・地域振興課長 資料の3ページをお開きください。

観光誘客緊急対策事業ですが、専決処分を行った5,434万5千円に、今回増額補正をお願いする3千万円を合わせまして、合計8,434万5千円となります。

1の現状・課題ですが、一つは7月の九州北部豪雨により、花月川の橋りょうが流失したことから、博多から久大本線沿線向けの観光客減少が懸念されます。

二つ目は、幸い宿泊施設は被害が少なく通常営業していますが、県内各地で、いわゆる風評被害を受け、秋以降も予約状況が思わしくないと、現場から多くの声を聞いています。

次に県内宿泊客数ですが、7月は35万3,935人、前年比98.6%でございました。ちなみに一昨年と比較しても96.6%となっています。右側に国内・国外の内訳を記載しています。国内が91.7%と減少していますが、国外が163%と好調で全体の減少を小幅にとどめています。8月は45万503人、前年比92.7%です。その右側ですが、国内が90.5%、国外が115.0%です。2か月続けて国内客が8～9%減少している状況です。

2の対策ですが、発災直後の夏の旅行需要の早期回復を図るとともに、秋の行楽シーズン以降の旅行需要を確実に確保するため、既存の事業も活用しつつ、緊急に誘客対策を実

施しているところです。

左の補正予算事業の概要を御覧ください。大きくは二つ、情報発信と誘客及び旅行商品造成です。

情報発信では、ツーリズムおおいたのホームページにおいて、不通区間がある久大本線・日田彦山線について、バスの代行輸送を確保できていること等、JRや高速道路の状況など正確なアクセス情報や、各地のイベントなどの観光情報を発信しています。また、新聞やウェブ等を活用するとともに、インバウンド対策として、海外パワーブロガー招請や旅行雑誌での情報発信をしています。

(2)の誘客及び旅行商品造成では、福岡対策としてバス旅行や、日豊本線を運行するゆふいんの森号を利用した旅行商品の造成支援などを行うとともに、小倉や久留米からの商品造成についてもJRや旅行会社と検討していきます。また、個人旅行対策として、じゃらんや楽天などのネット系旅行会社と連携するとともに、首都圏対策として、航空機と空港から由布院などの観光地に向かうバスなどを組み合わせた旅行商品の造成支援などを実施します。

あわせて、右の既存の事業を活用し、情報発信や博多駅前・首都圏でのキャンペーンなど、効果的な対策となるよう取り組んでいます。県公式のツイッターなどSNSを活用するとともに、首都圏等でのメディア向けに情報発信し、情報が広く拡散するよう取り組んでいます。

また、キャンペーンなどを国内外で積極的に実施します。市町村や観光協会が共同で参加できるよう、観光協会等のイベント参加経費などに対して、総合補助金の補助率を3分の2にかさ上げし、厚く支援しているところです。

これら情報発信や誘客対策に、市町村・観光協会・旅館組合・旅行会社・交通事業者等としっかり連携して取り組み、宿泊客数の早期回復と更なる増加を目指してまいります。

油布委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

堤委員 観光誘客の今の説明の中で、ツーリズムおおいたのアクセス情報と観光情報の発信という話があったんだけど、この補正は九州北部豪雨の対策になっているね。しかし、この前の台風18号、それについての発信はどのような形にこれに加えていく予定にしているんですか。

阿部観光・地域振興課長 正に、合わせて行っております。ツーリズムおおいたで毎日更新をしておりますが、当然、台風が来るときには、大分に来るおそれがあるので、宿泊を検討されている方は御注意くださいとか、台風が去った後は、今交通アクセスはここここが寸断されていますとか、その最新情報に飛ぶように、随時リンクをさせております。

堤委員 はい、分かりました。

油布委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

森委員外議員 一つだけ。ツーリズムおおいたについて、6月30日にこちらのオアシスに移転したと聞いております。その後、芸術文化ゾーンでは、いわゆるジブリのイベントもあったんですけども、ツーリズムおおいた自体があそこに移ったことで、そこを訪れる観光客の方とか、そういった別府市から大分市に移ったことでの状況が分かれば教えていただきたいと思っております。

阿部観光・地域振興課長 ツーリズムおおいたが7月から現在のオアシスに移りまして、県内の旅行関係者、あるいは観光関係者の方々が立ち寄りやすくなった、そしてまた相談もしやすくなったと。ツーリズムおおいたは、いわゆる観光関係者だけじゃなく、今後、国民文化祭であるとか様々な関係もございます。そういった方面の連携を増やすと聞いております。私どもも顔を合わせる機会が増えまして、密に連絡を取れるようになっております。

麻生委員 いろんな観光誘客をやっているわけなんですけど、今年の夏休み、7月、8月に、松山、大分のバスアンドフェリー、これ一日平均、大分側は五、六人と言ったかな。多い

ときで十四、五人というような結果だったようなんです。県立美術館のOPAMの入館者には、愛媛の方も結構多かったと伺ったんですが、いよいよ今、国体も始まって、九州管内全ての方が大分経由で愛媛に行ってくればいいんですよ。選手、あるいはチーム、応援団、いろんな方が大分経由で行けば相当なPRになる訳ですけど、愛媛国体の間に、大分として観光誘客について、フェリー部分というのはものすごく大きな効果を発揮すると思うんですが、それについての準備というのは何かやっていますか。

土田交通政策課長 おっしゃっていただいたフェリーとバスを使った直行アクセスにつきましては、今は夏場での実証実験が終わったところでして、今利用の状況とかを見ながら、来年度、あるいは今後どうするかというのを考えているところですけども、少し課題があるようでして、愛媛側が少し慎重な対応をしている状況であります。と言いますのも、八幡浜から松山までの陸の便が少し不便で、バス会社も、大分側以上に採算がなかなか取りにくいという状況がございますので、そこについて今後どうしていくかというのを、愛媛県と伊予鉄バスさん等を含めて検討して考えていかなきゃいけないと思っているところであります。ですので、国体に向けての対応という点についても、改めて直行バスという形で出すのは今の時点では難しい状況になっております。

麻生委員 いずれにしても、九州管内の全ての方が愛媛県に渡るわけですね、各チーム、競技団体、相当数行くわけです。愛媛県内は期間中、民泊を含めて130万人と言うたかな、民泊が。何かそういう準備をして受入体制を取ると。そのうち、九州管内から行かれる人はぐるっと下関を回って行くんじゃないに、大分から行ってもらうような工夫であるとか、当然行くときに大分の観光、PRもしっかりフェリーの中でやるといったことが大事でしょうから、その辺しっかり頑張ってください。

油布委員長 ほかに御質疑もないようですので、まず、第80号議案について、総務部関係と併せ、これより採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

油布委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第4号報告について、総務部関係と併せ、これより採決いたします。

本報告のうち本委員会関係部分については、承認すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

油布委員長 御異議がないので、本報告のうち本委員会関係部分については、承認すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部から報告の申出がありますので、これを許します。

磯田政策企画課長 大分県長期総合計画の実施状況について御報告します。お手元の大分県長期総合計画の実施状況についてという別冊を御覧ください。

これは、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、毎年、報告しているものです。

安心・活力・発展プラン2015について、別冊で報告します。

なお、まち・ひと・しごと大分県総合戦略基本目標・施策KPI達成状況についても別紙としてお配りしています。これは別冊に記載している目標指標から、総合戦略に掲げた基本目標と施策KPIを抜き出したものです。併せて参照願います。

それでは、厚い別冊の1ページをお開きください。指標による評価や指標以外の観点からの評価、施策に対する意見・提言により、59施策の総合評価の結果を記載しています。施策の進捗状況について、評価の区分とし

て、A、B、C、Dの4段階での評価としていますが、施策の進捗が「順調」に進んでいるA評価、それから「概ね順調」に進んでいるB評価は、58施策で全体の98.3%となっています。また「やや遅れている」C評価は1施策となっています。

次に2ページをお開きください。目標指標の達成状況についてですが、表の一番上にありますように、「達成」から「著しく不十分」までの4段階の区分としています。

89指標のうち、「達成」及び「概ね達成」は、表の上から3行目にありますように、84指標、全体の94.4%となっています。また、「達成不十分」は3指標、「著しく不十分」は2指標となっています。

なお、参考資料として、192ページ以降に、政策・施策ごとの平成28年度の目標値に対する達成度及び最終年度平成36年度の目標値に対する達成度を一目で分かるようレーダーチャート方式で示していますので、後ほど御覧ください。

お手数ですが、3ページにお戻りください。表の右から2行目の所管部局に企画振興部と記載している政策、施策が当部に関するものです。

安心の分野では、政策7番目の地域社会の再構築の中のネットワーク・コミュニティの構築と、政策10番目の移住・定住のための環境整備とUIJターンの促進の二つが該当します。

次の4ページの活力の分野では、政策の4番目から7番目までにある国内誘客の推進と海外誘客の加速、おんせん県おおいたの地域磨きと観光産業の振興、海外に開かれたネットワークづくりと輸出促進、戦略的広報の推進、地域の元気の創造、特徴ある地域づくりの六つが該当します。

次の5ページの発展の分野では、政策1の中の(5)「知(地)の拠点」としての大学等との連携、政策2の中の芸術文化の創造、芸術文化ゾーンを核としたネットワークづくり、政策3の中にあるスポーツによる地域の

元気づくり、政策4にある人の流れ、物の流れの拠点づくり(九州の東の玄関口としての拠点化)、広域交通ネットワークの整備推進、まちの魅力を高める交通ネットワークの構築の七つが該当します。

なお、同じ5ページですが、発展の下に地方創生という分野があります。安心・活力・発展の大分県づくりと軌を一にする、まち・ひと・しごと創生に関連する施策を集中的・重点的に推進することとしたものです。

以上、15の施策が企画振興部に関する施策であり、目標の達成に向けて取組を進めているところですが、それぞれの施策において設定している指標の中で、目標を達成している指標、逆に、未達成の指標について、主なものを御説明いたします。

初めに目標を達成している指標です。

76ページをお開きください。施策名は移住・定住のための環境整備とUIJターンの促進です。II目標指標の1番目、移住施策を活用した移住者数が、目標の410人に対し、実績は768人、達成率は187.3%となりました。

これは、まち・ひと・しごと創生推進室に専任の班を設けたということもありますし、従来から東京に設置していた移住コンシェルジュに加え、東京、大阪、福岡の県外事務所に新たに移住サポーターを配置しました。こうした体制の強化・拡充を図ったことなどによるものと考えています。

次に、120ページをお開きください。施策名は戦略的広報の推進です。II目標指標の地域ブランド調査(魅力度ランキング)が、目標の20位に対し、実績は15位、達成率は117.9%となりました。

当該調査は、民間調査会社により、6月下旬から7月中旬までの間に実施されるものですが、本県では、熊本地震後に県内外での積極的な本県イメージ向上に向けた情報発信に取り組んだことにより高い順位を獲得することができたと考えています。なお、今回の調査の対象期間ではございませんが、昨年10

月に公開したシンプロ動画の続編、ゆけ、シンプロ部！も全国で話題を呼び、本県の認知度向上につながったものと考えております。

次に、未達成の指標について御説明します。160ページをお開きください。施策名は芸術文化の創造です。Ⅱ目標指標の県立美術館入場者数が、目標の50万人に対し、実績は43万人、達成率は86%となっております。

昨年度前半は、熊本地震の影響に加え、企画展について来場者から先進的過ぎて分かりにくいといった意見が出るなど、入場者数が若干低迷しました。年度後半は、オートポリス復興支援イベントや日田舐園見送幕展など注目度の高い企画展を開催したことで、前年度を上回る入場者数となったものの目標値の達成には至りませんでした。

今年度は、入場者数の目標達成に向け、企画展について、全国の美術館にはないような多様なジャンルへの挑戦を続ける一方で、集客力のあるコンテンツもバランス良く実施しています。

なお、8月末現在の今年度の入場者数は、約38万人と昨年度を大幅に上回り、目標値の50万人を達成できる見込みで推移しています。これは、7月7日から9月3日まで開催したジブリの大博覧会が19.5万人と県内で開催した企画展で過去最高の集客となり大好評であったことなどによるものです。

次に、188ページをお開きください。施策名は地方創生施策の地域を守り、地域を活性化するです。Ⅲ目標指標の1番目、人口の社会増減が、目標のマイナス1,750人に対し、実績はマイナス2,048人、達成率は83%となっております。

先ほど申し上げましたが、移住施策を活用した移住者数が過去最高の768人を記録するなど、社会増減の均衡へ向けた取組の成果が現れつつありますが、依然、転出が転入を上回り、目標を達成できなかったものです。

転出超過を地域別に見ると、福岡県への転出超過が全体の61%と大きなウェイトを占めており、うち15歳から24歳が51%と

最多となっています。社会減の改善に向けては福岡対策や、大学などを卒業する若者のUIJターン就職支援等が重要になってくると考えています。

そこで今年度は、福岡での情報発信や体験ツアーの取組を強化するとともに、福岡事務所に学生就職サポーターを設置するなど若者のUIJターン就職にも力を入れているという状況です。

油布委員長 ただ今の報告について、質疑などはありませんか。

玉田委員 120ページの戦略的広報の推進で、達成度の率の弾き方について教えてください。

磯田政策企画課長 分かりやすい達成度ですと50%が80%になったとかいう形になるんですけども、この広報の関係につきましても、全国順位にしております。ですので、若干計算が難しくはなりますけれども、簡単に言いますと、現在から目標まで、目標が高くなれば、47都道府県ありますので、後ろの方にいる県が増えていく訳ですね。ですので、目標は100%であれば、例えば10番になりたいということだったら37後ろにいるということになりますので、10番目標で10番を達成したら100%になるということになります。ですけれども、10番に行かなかった、例えば20番でしたとかになると、37分の27位になりますので、そうやって目標を達成したら100%になりますが、そこまで後ろの方にどれぐらい追い越したかということが数字で出るよう計算をしています。

玉田委員 というのは、その117.9%というのは、何割る何だったんですか、数で言う。

磯田政策企画課長 目標が20位であったと思いますので、27分の15ですから、47引く15……

玉田委員 32。

磯田政策企画課長 そうですね。

玉田委員 28分の33ということで、これが達成度になって……

磯田政策企画課長 117.9%になる。要するに、後ろに追い抜いたところがより目標よりも多いという計算になります。

玉田委員 これは、こういうときの指標でいつも使うそういう算式なんですか。

磯田政策企画課長 いや、工夫して。一番分かりやすい線引きに置き換えるとこれかなということで編み出したものです。

玉田委員 それ大分県独自で編み出した算式なんですか。

磯田政策企画課長 ほかに例はあるのではないかと思いますけれども、この順位というのを持ってきたときに一番分かりやすい計算の仕方です。

麻生委員 安心・活力・発展プランに関しての施策評価調書、だいぶ定着してきて、経年ですとずっと比較検討ができるようになってよくなったなとまず思っています。それで、例えばU I Jターンの移住促進とか非常に、768の実績が28年度ありましたよとか達成度が187.3%という数字が出ているんですが、要は、こういったデータをこれからより具体的に使うためには、市町村ごととか、この中でもものすごく伸びている市町村があったり、全くうまくいっていないくて、人口がどんどん減っているような市町村もあるんじゃないかなと、そこまで分析していくと初めて使えるデータになるのかなと思っていますので、これに限らずその辺の市町村ごとのデータを出す仕組みについて今後工夫してほしいな、要望でもいいんですが、もし何か回答があればお聞かせくださいというのが1点。

それから120ページの、例えば大分県のブランド力の向上が、28年度で実績値が15位になりました。31年度の目標値が17位になっているんですけど、もう既に達成しているような場合は、どこかで修正、見直し、上方修正するのかという点についてお聞かせください。

それから、このプラン全体を考えたときに、最終的には安心・活力・発展して、統計数値の中で何か分かりやすい指標で見たときに、

いろんな日本一とかも掲げていますけど、これがうまくいけば対国民所得格差が大分県は90前後ということで、10ポイントほど全国平均より劣っていると、こういうことをやっていけば、100ぐらいにいつ頃かなるのかなというような、そういった目標数値も要るのではないかなという思いがあるんですが、それについて部長、是非気持ちをお聞かせ頂ければなど。今の3点。

磯田政策企画課長 3点頂きました。

最初の、市町村ごとのデータでございます。

今挙げております移住者数の数は、県若しくは市町村の行った何らかの移住施策を通じて入ってきた方というつかみ方をしております。これが100%入った人、出た人をつかんでいるというわけではないと考えておりますが、出た人をつかむ確実な数字の一つと捉えているところです。市町村ごとにこの部分の数字は分かるんですけども、実際には、例えば大分市などがそうかなと思いますけれども、こういう施策を使わなくても入ってきている方、出ていく方がたくさんいらっしゃいます。ですので、今現在、実は実態としていかに出た方、入った方をつかむのかということをしていろいろ方策を模索しているところでございます。個別に出して、各市町村は全部分かっているわけですけども、個別に出してここはうまくいっている、いっていないというのを出すには、ちょっとまだバックデータとして弱いかなと思いますので、そこは研究していきたいと考えております。

それから、2番目のブランドのところですけども、15位、来年17位になったらどうするかというお話でございます。こちらの方につきましては、今回のこの指標全体につきましては達成したのものについては今後見直していくという方針で行っておりますが、こういう順位といったタイプのもは毎年変動が出るものでございますので、去年達成したからと簡単になかなか行けない可能性もあると思います。ですので、例えば積み上げ方式みたいな指標の場合には、今年が100な

ら来年も100というふうにとんどん上げていく。もしそれが達成されていれば、120になっているんだったら目標をちょっと変更して200にしますよといった変更はやっていくべきものと考えておりますが、こういった変動がありそうなものをどうするかというのは、これもよく検討していかないといけないなど。災害があったりとかいろんな事情があって年度ごとの変動が出るものだと考えていますので、そのところは簡単に上げるわけにもいかないなどと考えております。そこはまた個別に判断させていただきたいと考えています。

廣瀬企画振興部長 1人当たり県民所得の向上ということが当然ながら県政を進める上で大切な指標になって、1人当たり県民所得を伸ばしていくというところを目指してやっているんですけども、今の安心・活力・発展プランのそれぞれの目標数値は、トータルとしてそこが伸びるような形でそれぞれ安心・活力・発展で指標を作っていますので、トータルでやると伸びるということになるんですが、ただ、1人当たり県民所得の場合は、特に企業の生産活動によるところが大きいところがありまして、例えばリーマンショックの後だと、大分県は九州の中でもかなりグローバル企業が多く立地しているので、1人当たり県民所得の下がり方が大きかったというところもあります。その後、V字にまた回復したというところもあるので、1人当たり県民所得のみを取るとのことよりも、安心・活力・発展トータルのそれぞれの施策の目標数値を高めて、達成度を高めていくということが大切だと考えています。

麻生委員 研究するという部分は是非やってほしいと思います。

最後の部分については、これ非常に重要な部分になろうかと思えます。例えば、製造業出荷額がこの10年間で全国伸び率1位と、4兆5千億円で大分市については3兆2千億円を超えているという状況の中で、全国一の伸び率がなかなか県民一人一人にまで行き渡

るような工面と言うか、それをどうするかとかいうようなデータも含めて、統計調査課の方で上がってくるデータ、それも各市町村ごとにやっぱり一生懸命、一緒になって手を打っていただかないと、その部分が伸びてこないと思いますので、市町村のデータ、身近な暮らしとか産業のデータというのは重要になってくようかと思えます。是非その上で、大きな目標として対国民所得格差を何とか100まで持っていくように頑張ってもらいたいなど、このように思います。終わります。

堤委員 今関連があるのだけれども、移住者が768人、これは多いか少ないかは基準値が分からないから判断がつきかねるんだけど、県としては市町村も様々な移住者対策をされていると。例えば移住された方々が、何が魅力でその市町村に来たのかという状況は県全体で把握されて、そういうふうなことが各市町村と共有されているのかどうかは分かりますか。

宇都宮まち・ひと・しごと創生推進室長 市町村とはいろいろとお話をさせていただいております。実際に移住者の方々の声というのでも聞いております。やっぱり一番多いのが、ここの地域に魅力を感じた、そこにいる人に魅力を感じたというふうな御回答を多く頂いております。そのことにつきましては、市町村との連携会議であるとかいろいろなことをやっておりますし、また毎月相談会を我々は開催しておりますけれども、その中に市町村の方も来ていただいておりますので、そういう中で、市町村と情報共有しながら取組を行っているところであります。

堤委員 地域と人がすばらしいから移住をしましたということになると、なおさらその地域によって偏りがあってはならない。つまり、大分市の場合には、移住してくる方は多分商売、仕事の関係で来る人が多いでしょう。だから、仮に他の地域であれば、例えば農業がしたいと、農業で周りの人がいいからということに入って来ると。だから、入ってくる地域によって、なかなか難しいと思うんですね、

入ってくる人たちの考え方というのが。ただ、地域の魅力とか人の魅力というのは、一概的にどこでも言えることであるわけでしょう。だから、じゃ、地域の何に魅力が本当にあって来ているのかと。行ってみたら、人がよかったから来たじゃ絶対ないと思うんですね。情報発信をしようとしているから、それを見て、とりあえず半年なら半年間来てみて、それでよかったから来るという状況が多いと思うんですけど、そういう地域の魅力という具体的な分析とか、人の魅力の分析とか、そういうことは何かされているんですか。

宇都宮まち・ひと・しごと創生推進室長 分析できる中身という部分ではなかなか難しいところなんですけれども、やはり地域でお世話を焼いていただける方がいらっしゃると、やはりその地域に移住しやすいなというところはあるようでございます。

また、やっぱり移住という形の中で、こういう言い方はまずいかもしれませんけれども、大分県といっても全国の中で九州のどこにあるのというところがありますので、その中にある市町村となると、またこの市町村はどこという話になりますので、やはり市町村の情報発信の力というのが大きなものというふうには感じているんですけど。

堤委員 是非頑張ってください。社会減が続くとどうにもならんからね。よろしく。

油布委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

油布委員長 ほかに、質疑もないようですので、続いて、外郭団体の経営状況等について、一括して報告をお願いします。

磯田政策企画課長 公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の経営状況を説明する書類の提出について、御説明申し上げます。

資料の4ページを御覧ください。

まず、3事業内容についてです。

平成28年度の事業実績ですが、1の教育では、文化ビジネス実習の開始、スポーツや人権教育分野へのサービスラーニングの拡大

など、カリキュラムの充実を図りました。昨年度は、就職率、進学率ともに前年度を上回るとともに、県内外の高校訪問等きめ細やかな学生確保活動を展開した結果、入試志願者数も過去最高となっております。

2の社会貢献では、学生作品の国民文化祭大会ロゴマークへの採用など——傘のマークは学生がデザインしたものです。あるいは最近では竹町の銘酒館のゆたよいの全体デザイン、のれんのデザイン、ゆたよいという言葉も芸短生が考案したものです。こういった地域社会への貢献活動を展開しました。

また、3の施設整備では、芸術デザイン棟の建設着手を始め、学生の学習環境と安全の確保に努めながら、仮校舎の完成など、キャンパス整備を進めました。

次に、4平成28年度決算についてです。

経常収益は、9億4,333万4千円で、内訳は、運営費交付金収益4億4,713万5千円、授業料収益3億2,890万8千円等です。経常費用は9億3,313万5千円で、差引経常利益は1,019万9千円です。臨時損益も含めた当期総利益1,028万4千円は、全額を目的積立金に積み立て、教育研究の質の向上を図るための設備の充実等に使用する予定です。

次に5問題点及び懸案事項についてですが、教育機能の充実強化、地域貢献活動の展開、施設整備の着実な実施と工事中の安全確保を課題と考えています。

対策としましては、6に記載していますとおり、アートマネジメントプログラムの展開など、魅力あるカリキュラムの再編・実施、公開講座の開催のほか、地域への貢献活動などに努めているところです。

続きまして、次の5ページをお開きください。

公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の平成28事業年度の業務実績に関する評価結果について、御説明申し上げます。

県立芸術文化短期大学の業務実績については、地方独立行政法人法第28条に基づき、

大分県地方独立行政法人評価委員会の評価を受けております。評価には、全体評価及び項目別評価があり、項目別評価には大項目評価及び小項目評価があります。資料には、全体評価と大項目評価のみ記載しております。評価結果ですが、先に（２）の大項目評価についてです。

教育研究等の質の向上については、特筆すべき進行状況にあるというＳ評価を民間の方から頂いています。これは、例えば、（３）の評価理由の①にあります学修成果を適切に把握するための取組を進めていること、③にあります９８．４％と前年度を大きく上回る就職率を達成するとともに、進学率も前年度に続き高い水準を維持したことなどが高く評価されたものです。

その他の各大項目につきましては、それぞれ、計画どおり進んでいるということでＡ評価を受けております。

以上のような評価を受けまして、（１）の全体評価については、全体として年度計画を順調に実施しているという評価を受けております。

高屋芸術文化スポーツ振興課長 資料の６ページを御覧ください。

公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団の経営状況について説明いたします。

まず、２の県出資金ですが、４億６，９０９万８千円で、県出資比率１００％となっております。

次に、３の事業内容ですが、i i c h i k o 総合文化センターとOPAMを拠点として、自主事業等を行っております。

次に、４の２８年度決算状況ですが、中ほどにあります当期経常増減額と下の当期正味財産増減額はともに黒字となっております。

次に、５の問題点及び懸案事項ですが、芸術文化ゾーンにおいて多様な事業が展開していき、なおかつ皆様に使っていただけるということで、ジブリの大博覧会がありました。昨日段階の来館者数は４２万７千人と、今週中には４３万人になるだろうと思っています。

６の対策及び処理状況ですが、多様なジャンルへ挑戦しつつ、コンテンツもバランス良く実施していきたいと思っています。

土田交通政策課長 ２法人について御説明します。

一つ目が、大分高速鉄道保有株式会社でございます。

こちらの会社、平成１３年から１５年度に行いました大分から佐伯間の高速化のための、例えば枕木のコンクリ化とか曲線を直したりといった工事の施設を保有いたしまして、それをＪＲ九州に貸し付けるというような会社でございます。

この事業費２３億円のうちの大きな部分を、最初に額を大きく借りて、それをＪＲ九州からの貸付金で徐々に返していくというスキームを取ってしまして、平成４０年度にＪＲ九州が施設を買い上げて清算をするという形で、この施設の保有と長期の貸付金の債務を処理していく会社、ちょっと特殊な会社でございます。

順次、計画どおり債務を返済してまして、決算の状況の一番下、当期の純利益が、これまでずっとそういった関係で赤字で来ていましたが、今年度初めて黒字化したという状況でございます。今後も、この純利益を増やしていきまして、予定どおり法人の清算に向けて今後も調整しながら計画どおりに進めたいというふうに思っています。

なお、昨年１０月にＪＲ九州の株式上場に伴いまして、現在、固定資産税が半分に減免されておりますけれども、激変緩和期間を経て、それが１０分の１０取られることとなります。その関係で、施設部分についても固定資産税が上がりますからその影響がございますけれども、その増分については、管理費等で吸収できるという見込みを立てていますので、４０年度までの計画変更はないということで考えています。

もう一つの法人、大分航空ターミナル株式会社でございます。

御案内のとおり、大分空港の、いわゆる空

港ビルの管理運営をしている会社でございます。

本体の営業利益、4番の上から5番目ですが、本体業務での営業利益も熊本地震の影響も心配しておりましたけれども、180万人という大台はキープをした関係で、営業利益の方も1億8,518万9千円確保していますし、全体の当期純利益も1億6千万円ちょっとというふうに利益を出しているところでございます。

課題といたしましては、今後も経営基盤の安定を図ることに加えまして、現在インバウンド、国際路線が充実してきている関係で、国際線のターミナルビルが狭くなってきていますので、その改修も含めた対応をきちんと空港ビルと連携しながら進めていきたいと考えています。

阿部 観光・地域振興課長 3法人について御説明します。

資料の9ページをお開き願います。

公益社団法人ツーリズムおおいたについてです。

2のとおり、県の出資金はゼロ円で、県職員を業務援助で継続的に3名派遣しています。

3の事業内容ですが、国内外観光宣伝及び観光客の誘致や観光・地域づくり等のため、主に国内誘客総合対策事業やインバウンド推進事業などを実施しています。

4の28年度の決算状況について、下線を引いています当期正味財産増減額は91万8千円の減となっております。主な要因は、大規模な大会・会議・イベント等を誘致するMICE誘致推進基金の一般会計への繰り出しによるものです。

5の問題点及び懸案事項について、各種の企画及び立案ができるような組織体制の強化と財政基盤の確保という課題があります。

これらの課題については、6の対策及び処理状況のとおり、専門人材の配置によるマーケティング・企画立案機能の確立、自主財源増強等、DMO化の推進と併せて進めていくこととしています。

次に、10ページを御覧ください。

株式会社別府交通センターについてです。

2のとおり、県の出資金は3,900万円で、出資比率は21.7%となっております。

3の事業内容ですが、県民を始め観光客の利便性、安全の向上などに貢献するため、主に別府国際観光港前のバスターミナルの運営、土産品等の販売といった事業を実施しています。

4の28年度の決算状況について、下線を引いています当期純利益は、966万4千円の増となっております。主な要因は、物販事業の充実や営業強化の取組によるものです。

5の問題点及び懸案事項について、この法人は施設の老朽化という課題を抱えています。これらの課題については、6の対策及び処理状況に記載したとおり、今後、九州の東の玄関口としての拠点化戦略に基づき、別府港にぎわい施設等検討会議の中で検討していくこととしています。

次に、11ページをお開き願います。

株式会社サン・グリーン宇佐についてです。

2のとおり、県の出資金は370万円で、出資比率は12.3%となっております。

3の事業内容ですが、宇佐市が所有するはちまんの郷宇佐の経営といった事業を実施しています。

4の28年度の決算状況について、下線を引いています当期純利益は、5,852万1千円の減となっております。主な要因は、昨年4月に発生した熊本地震の影響により、大幅に売上額が減少したことによるものです。

5の問題点及び懸案事項について、この法人は累積損失の解消という課題を抱えています。

これらの課題については、6の対策及び処理状況に記載したとおり、今後、累積損失の解消に向けて、財務内容を改善し、市の観光宿泊施設拠点として「はちまんの郷宇佐」の運営を継続するための方針について、宇佐市が検討しているところです。

高屋 芸術文化スポーツ振興課長 資料の12

ページを御覧ください。

株式会社大分フットボールクラブの経営状況等について報告します。

まず、2の県出資金は、1千万円で、県の出資比率は12.4%となっております。

3の事業内容ですが、大分トリニータの経営や、若手選手の養成、アカデミー、またスポーツ教室等を行っています。

4の28年度決算状況ですが、損益計算書にあるとおり、6,404万1千円の当期純利益ということで7期連続の黒字となりました。

次に、5の問題点及び懸案事項ですが、まずは集客数で、昨年はJ3でも7,700人を確保できましたので、魅力あるスタジアム作りを進めて、J2にふさわしい入場者数を確保したいと考えています。

6の対策及び処理状況ですが、経営体質と言いますか、職員の意識改革を行って、とにかく儲かるという観点で、ファン層の拡大に取り組むだとか、大学との連携ということも強力に進めていきたいと考えています。

土田交通政策課長 資料の13ページをお開きください。

一般財団法人大分県自動車会議所でございます。

財団法人ということで出えん金ですけども、県からは50万円出えんさせていただいております。

事業内容は、法人として交通、自動車産業に関わる裾野の広い業界の皆様が会員になっておりますので、交通安全事業、あるいは自動車に関する調査研究を行うほか、交通会館の経営と維持を行っているところでございます。

決算状況といたしましては、186万3千円の財産が増額したという状況でございます。

懸案と課題といたしましては、交通会館もかなり古くなってきておりますので、設備改修を24年度に行いました。これによりまして修繕費は削減されましたので、現在のとこ

ろ黒字経営になっており、今後も安定した経営に向けて連携を取っていきたいというふうに考えています。

磯田政策企画課長 公立大学法人大分県立芸術文化短期大学第3期中期目標の策定について、御説明申し上げます。

資料の14ページを御覧ください。

公立大学法人大分県立芸術文化短期大学の設置者である県は、1中期目標策定の概要にありますとおり、地方独立行政法人法に基づき、法人に対して、達成すべき業務運営に関する中期目標を定め、指示することになっていきます。

現在の第2期中期目標が来年3月に終了することから、新たに平成30年度から35年度までの第3期中期目標を定める必要があります。

中期目標の策定手続は、II中期目標策定のフローにありますとおり、大学法人の意見を聞き、大分県地方独立行政法人評価委員会の諮問を経て、最終的には議会の議決を受けることとなっております。

今回御報告します中期目標案は、大学法人の意見を踏まえて検討し、現在、パブリックコメントを行っている案を報告するものです。中期目標案については、次回、12月の第4回定例会において提案し、御審議いただくこととしております。

なお、県による中期目標の策定を踏まえ、公立大学法人は中期計画を策定する手順になっております。

資料の15ページをお開きください。

上段の1の第2期中期目標期間の実績については、2期6年間の実績としましては、特に教育研究等の質の向上があったととらえています。

文部科学省の省令で平成29年4月から策定が義務付けられている三つのポリシーがあり、全国の大学に義務付けられていますが、一つは学生に学位を与える基準をしっかりと示しなさい、学生への教育内容の課程をはっきり示すように、入学希望者に対して大学が求

める人材のイメージを示すことが言われていますが、この2期の間中に本学で既に実現しています。

さらに、学科では、国際文化学科を廃止し、国際総合学科を新設したことが挙げられます。

先ほどの経営状況や評価結果の報告で御説明した高い就職率は、国際総合学科の観光マネジメント教育の実施により、旅館やホテルといった観光産業への就職先を新たに開拓した効果が大きいかと思えます。

以上のような、第2期中期目標期間の成果を踏まえ、第3期中期目標のコンセプトとしては、芸術系と人文系の学科の併設を生かした職業人の育成、県立美術館やリニューアルキャンパスを活用したクリエイティブ産業と連携した教育機能の充実強化、地方創生に資する地域貢献としたいと考えております。

これに従い検討した第3期中期目標の案のポイントは、下段の欄にありますとおり、1 地方創生を支える職業人の育成、2 教育・研究機能の充実強化、3 積極的な地域貢献の展開、4 業務運営の改善・効率化、5 施設の整備・活用です。

特に職業人の育成として、芸術系学科と人文系学科からなる大学の特色を生かし、地域づくりや産業の発展に、芸術的な感覚や知識等を生かして寄与する職業人の育成を図ることです。また教育・研究機能の充実強化では、全学科を対象に芸術文化のプロジェクトを実践する人材を育てるアートマネジメントプログラムの展開、高大連携を更に進めるための芸術緑丘高校との連携の強化を進めること、産業の発展にも資する研究活動を推進することなどを、目標として示すこととしています。

なお、施設の整備・活用では、キャンパス整備に関して、平成30年度中に図書館や音楽ホールなど主要な施設を完成させ、平成32年度には全ての整備を完了させることとなっています。

中期目標の具体的な案については、16ページ以降を御覧ください。以上です。

油布委員長 ただ今の報告について、何か御質疑はありませんか。

堤委員 7ページの高速鉄道保有株式会社、8分短縮で23億円という、当時は非常に問題になった事業なんだけれども、結局これ23億円の返済が終わればJRが買い取ると。基になる価値と言うか、それはどこから出発して売却になるわけ。償却した残とか、どういうものですか。

土田交通政策課長 基本の考え方といたしましては、JRなり本県なりが出資しています。その出資分を全て回収するということになっていきますので、その資産についても、固定資産税の評価額とか償却後の価格とは別に、出資した分が返るような価格で買い取ってもらおうというふうにセットしていますので、その出資に応じた額で買い取るような予定になっております。

堤委員 となるとこれは事業費でこれに3億円というのは、県の単費で出している、それとも借入れをして、県債か何かしてやっているの。そうすると、本来利息が付くやろ。その利息については、この出資の中に入っていないわけだから、そこら辺はどういう形になるの。

土田交通政策課長 まず、23億円の手配と言いますか、集めるスキームについては、各法人の出資、県、あるいはJRを含めた出資と、あとは借入れがございします。その借入れについては、会社が大きな額を借りている部分でございします。そこには当然金利が付いてまいりますので、そこを毎年の短期の借入れと、JR九州からの貸付金で返していくと。その短期の貸付金と金利分が徐々に減少していくって、今ちょうど黒字になったところでありまして。今後は、貸付金の額の方が上回ってまいりますので、その利息なりの支払いよりも、毎年の貸付料が上回ってきますので、今後はどんどんと黒字幅が上積みされていくって、出資相当分が積み上がった40年度にその額で返ってくるというふうに計画しています。

堤委員 これ、8分短縮だけど、現在4分ぐ

らいになっておるといのは、何か原因はあるの。

土田交通政策課長 そこは、設備上はここで工事したように8分短縮になっているんですが、やっぱりダイヤの組み方でありましてか、最大限享受できていない部分はあります。

堤委員 今のやつは分かった。

それと、大分航空ターミナル株式会社、これは、この前オスプレイが着陸したやんか。あの飛行場とか駐機場というのは多分、国土交通省の管理下にあると思うんだけど、ターミナルビルについては県の管理下になるかなと思うんやけどね。それで、当然その米兵がターミナルビルにも入ってくるじゃないですか。ちょうど整備のところに入ってくるんだけど、その出入りの管理というのは、県は1枚かんでいるの、それとも国が全部したの。

土田交通政策課長 ちょっとそこは防災局なりで把握しているかと思うので、詳細は当方で把握し切れていないんですけども、おっしゃったとおり、まず管理は滑走路部分は国で、建物は大分航空ターミナルの管理下にあります。出入りについては、ちょっとそこは国と防衛省、あるいは米軍との関係になってきているかと思しますので、ちょっと今情報はございません。

堤委員 またそれを教えてください。

油布委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

油布委員長 ほかに御質疑もないようでありますので、諸般の報告を終わります。

次に、特別委員会付託事件に係る取組状況等について、執行部は説明をお願いします。

高屋芸術文化スポーツ振興課長 特別委員会のうち、文化・スポーツを活用した地域づくり特別委員会につきましては、文化・スポーツを活用した地域の振興が付託されております。

それともう一つ、障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる県づくり特別委員会につ

きましては、障がい者が芸術・文化活動、スポーツ交流活動等に参加できる環境づくりというのが付託されていますので、その点を説明したいと思えます。

資料は19ページです。

19ページには、県の動向と国の動向を書いております。県は、振興条例を作りました後、OPAMができましたときに、基本方針を作り替え、文化創造戦略を作ったといったことでございます。

国の動向は同じでありまして、文化芸術基本法ができて、それが芸術文化の振興だけではなくて、芸術文化を観光とかまちづくりに活用していきましようという形でございますので、国と正に同一方向で動いているという状況でございます。

そして何をするかですけれども、20ページですけれども、文化と障がい者の方の参加づくりでは、3点挙げておりますけれども、芸術文化の創造性を活用して、(1)ですが、観光客を増やましよう。この右にいろいろ、油屋ホテル建築中と書いておりますけど、そういう形で観光客を増やしていくという形で入れております。

(2)が、地域とアートをつなぐアートマネジメント企画人材の育成という形で、アートというのは、企画できる人がいなければ進まないということで、企画と運営のできる人を基礎編、実践編でやっていくということであって、そういうことをやっていくと、いろんな民間団体からの助成金を得られると、そしてアートが進むという形になっております。

それと、3番目につきましては、芸術文化に触れる機会が少ないところにつきましては、例えばアルゲリッチ財団で言いますとピノキオコンサート等々でアーティストを派遣するであるとか、そういう形で皆さんに行き渡る取組をやっております。

それから、21ページですけれども、スポーツを活用した地域の振興というのはどういうことかという、するスポーツと観るスポーツがございます。

するスポーツでは、矢印を書いてございますが、競技普及、選手の育成、健康増進というのがするスポーツ。観るスポーツは、ファン層の拡大をして、スポーツ文化を定着させていこうということでございます。するスポーツ、観るスポーツは、取組内容に書いておりますけれども、プロスポーツを有効的に活用して行っております。

もう一つ、22ページになりますけれども、国際スポーツ大会が大変いろいろあります。例えば2019年女子ハンドボールの世界選手権が熊本、2020年の東京オリンピック・パラリンピックという形になっておりますので、これをやる目的は三つ書いていますけど、情報発信、本県の魅力発信と、競技普及とスポーツ振興、交流の拡大ということでございます。

これまでの取組は、例えば一番大きいのは①で、ポルトガル陸上チームのキャンプとかを大分でしたということでございまして、そういういろんな事前キャンプ、プレキャンプをやることで、本大会のキャンプにつなげていきたいと考えております。

宇都宮まち・ひと・しごと創生推進室長 次に、特別委員会のうち農山漁村生活環境維持・産業振興特別委員会に関連して、UIJターンの促進及び定住対策について御説明します。

資料23ページをお開きください。

資料の右端、29年度の一番上の掘り起こしの欄ですが、おおいた暮らし倶楽部は、昨年8月から移住希望者を応援する会員制度として今年度末に会員500人を目標にスタートした制度です。今年8月末で572人に入会いただいています。また、協賛企業も7業種、62社に拡大し、引っ越しやレンタカー料金の割引などを御厚意で実施していただいています。

その下のおおいた暮らしフェアについては、市町村を始め、関係団体等が多数参加する大規模相談会で、昨年につき2回目となる東京を11月に、初開催となる福岡を10月に開

催予定です。

その下の情報発信ですが、若者向けには、L I Gという情報サービス事業者によるブログでの情報発信を行います。昨日からL I Gの社員の方が県内で移住体験を始めており、近々、仕事や遊びの情報が発信される予定になっています。

子育て世代向けについては、育児専門誌、ひよこクラブの今月及び来月発売号に現在の子育て環境等が掲載される予定になっています。

福岡のFMを活用した情報発信では、若者が集まる天神地区のFM局で毎週、大分の食や観光など若者の関心が高い話題を、本県出身の学生などがリレー出演するトーク番組を放送しています。

その下の移住促進ですが、東京・大阪・福岡で毎月、相談会を開催しています。

移住体験ツアーでは、移住後の暮らしを実感できるように、まち歩きや空き家巡りを行います。6回開催する予定ですが、そのうち3回を福岡発着の女性限定ツアーとして計画しており、今月末に初開催しますが、募集人数の3倍以上の応募があり、期待しています。

一番下の定住支援ですが、移住者交流会を通じた移住者間のネットワークづくりに向け、今年7月に佐伯市で移住者交流会を開催したところです。交友関係を広げるのに非常にいいとの声が多く、あと2回ほどこの交流会を開催したいと考えています。

こうした取組を市町村と一緒に実施していますが、今年度の移住者数は8月末までの5か月間で、昨年度実績768人の約6割にあたる446人となっています。

油布委員長 ただ今の説明について、何か御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

油布委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

油布委員長 別に御質疑もないようでありますので、特別委員会付託事件に係る取組状況

等についての説明を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

玉田委員 一つだけ交通政策課長に。先般、夏に豊後大野から空港までのモデル事業をやっていたで、私も体験しました。料金とかいろんな問題もあったんですけども、これからまた地域の方ともお話しする際に、そのモデル事業の実績と言うかそういうのがまとまった段階で結構ですから、資料を頂きたいと思いますので、よろしくお願いします。

木付副委員長 六郷満山開山1300年祭ですけど、今、九博で展覧会をやっています。そして今、物産展を毎日やっているんですね。そして、国東市の職員が毎日行っていますし、事務局も2人から4人に増えて実施してきたんです。

そこで、大分県としてどういう情報発信をしてもらっているのか、お話しください。

岡本観光・地域局長 私ども、先ほど課長も御説明申し上げましたけれども、ツーリズムおおいたが独自のホームページを持っています。具体的には、日本旅行から来ていただいた観光部長が事務局に――もう一員になってしっかり商品づくりから……

木付副委員長 見せてもらいました。

岡本観光・地域局長 というところもあって、ツーリズムおおいたが主体となってホームページ、企業のホームページの中にも1300年祭という独自のコーナーを設けておりまして、そこを經由して全国に発信している。加えて、その部長のお答えを申し上げますと、もともと日本旅行の方でありまして、今回その1300年祭は、日本旅行が主体的に事業組合の一員ともなってPRも含め集客に努めるということですので、そちらの面からでも情報発信できているというふうに考えております。

油布委員長 それでは、以上をもちまして、企画振興部関係の審査を終わります。

執行部は、お疲れさまでした。

〔企画振興部、委員外議員退室〕

油布委員長 閉会中における本委員会の所管事務調査について、お諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中、継続調査を行いたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

油布委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることといたします。

この際、ほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

油布委員長 別にないようでございますので、これもちまして、本日の委員会を終わります。